

平成21年知立市議会 6月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成21年6月15日(月) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

山崎りょうじ	川合 正彦	永田 起也	村上 直規
三浦 康司	高橋 憲二	嶋崎 康治	

4. 欠席委員

神谷ひさ子

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	竹本 有基	秘 書 課 長	鈴木 健一
企 画 課 長	今井 尚	市 民 協 働 課 長	成田 春夫
総 務 部 長	林 勝則	総 務 課 長	加古 和市
防 災 対 策 室 長	佐藤 勇二	税 務 課 長	山口 修
会 計 管 理 者	野々山敏雄	監 査 委 員 事 務 局 長	村井 賢一
教 育 長	石原 克己	教 育 部 長	近藤 鈴俊
教 育 庶 務 課 長	加藤 育雄	学 校 教 育 課 長	村瀬 俊一
生 涯 学 習 課 長	寺田 和彦	ス ポ ー ツ 課 長	杉山 月男

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	坂田 広	議 事 係 長	池田 立志
担 当 係 長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第34号 知立市学校給食センター条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第37号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第2号)	〃
陳情第1号 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実を求める陳情書	不採択
陳情第2号 住民の暮らしを守り、教育の充実などを求める陳情書	採 択
陳情第3号 住民の暮らしを守り、憲法9条改悪などに反対する陳情書	不採択

午前10時00分開会

○川合委員長

定足数に達していますので、ただいまから企画文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は5件、すなわち議案第34号、議案第37号、陳情第1号、陳情第2号、陳情第3号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第34号 知立市学校給食センター条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高橋委員

議案第34号、学校給食センターの新設に伴う位置を決定する条例です。

私も本会議で基本的なことをお尋ねしたので、他会派の議員の皆さんの御発言かというふうに思っておりましたが、ないようですので、もう一度念を押しながら基本的なことだけ確認をしたいというふうに思います。

2,586平方メートルに及ぶ現在の給食センター跡地を8月以降、第三者の調理業務ということで新しいところになるので、年内に取り壊しが行われ、普通財産に変更されていくという中で、その跡地をどう活用するのかというテーマですね。

これで林市長は、売却をしたい思いはやまやまです。しかし、短絡、単純に事を決めることはいかなるものかと。営々として公共施設としてその役割を果たしてきた公共用地は、市民みんなのものなんだと。したがって、多様な方向で検討していきたいと、こういう答弁をされましたねというふうに理解しております。

それで私は、せっきくの用地なので、市民の皆さんにも積極的に参加をしていただいて、あなたの公約である跡地利用検討部会と、委員会というものを公募委員なども含めてやったらどうだということについては了解の返事がございませでした。いろんな意見が出て困ってしまうという趣旨のことをおっしゃって、市民的に跡地利用することについては否定的だったというふうに理解を

いたします。

ということであれば、この貴重な市の財産を今後どう活用するかということについては、どなたがどこで検討されるのか、甚だ見えてこないわけですね。2,586平方メートルの残地について、普通財産について、今後どなたがどこで検討されるのか、この点について明らかにしていただきたいと思います。

○企画課長

検討につきましては、うちの方の本会議の方でも部長が答弁したように、総合計画を見ながら企画の方で検討をしてきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員

総合計画を見ながら企画で検討するということが、普通財産の管理は総務部の所管ではありませんか。

○企画課長

普通財産につきましては、今言われたとおりに総務部の管轄になると思いますけど、うちの方で土地対策会議というのをもちっておりまして、そこに総合的な土地利用計画に関することというような形がございますので、土地利用計画につきましては、その委員会に諮るような格好になると思います。

どちらにしても、総務の方と企画の方と一緒に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○高橋委員

土地対策会議というのがないと。それはありますよ。承知していますが、普通財産というのは、全部土地対策会議にかかるわけではないでしょう。だから本件だけ、なぜ普通財産でありながら土地対策会議の対象になるのかね、よくわからんわけですよ、我々としては。せっきくの大事な財産ですから、どのように今後検討されるかという検討の仕組みと手法について、当然我々もただしたいわけですね。だから、土地対策会議にかける案件であるのかないのかは、どこで決めるんですか。

○企画課長

給食センターの跡地につきましては、質問者が言われるとおりに重要な市役所の財産というふうと考えております。

これにつきましては、有効利用をするか、それとも売却につきましても慎重に考える必要性というのは当然ある。そこで土地対策会議についても最終的な庁議も含めまして、土地対策会議にも諮ることではないかというふうと考えております。

以上でございます。

○高橋委員

土地対策会議というのは、そういう名目で行われた会議ですか。そうじゃないでしょう。土地対策会議というのは、普通財産の大きな財産の処理をどうするかというためにつくられた会議ではないと私は理解します。今、要綱持ってませんけど。

どういう目的で行われた会議ですか、土地対策会議というのは。

○企画課長

地域の合理的かつ適切な利用と保全を図るとともに、土地に関する諸問題について総合的に検討するために設けられた委員会でございます。

以上でございます。

○高橋委員

例えば山屋敷の屠畜場跡地、これは土地対策会議で検討されたんですか。

○企画課長

資料がございませんので覚えて申しわけない話ですけど、山屋敷のことにつきましては、土地対策会議について諮ったというような記憶はございません。

以上でございます。

○高橋委員

アピタの横にある普通財産、今、アピタに駐車場として月額300万円でしたか、貸していますね。興和紡跡地ですよ。本体は東小学校になりました。衣豊線と県道安城八ツ田線の三角、のりがあって、のりに草が生えてますが、あのところは市の普通財産でアピタに貸してますよね。あれも土地対策

会議で諮ったんですか。

○企画課長

あれにつきましても、私の記憶でいきますと、土地対策会議に諮った記憶はございません。

以上でございます。

○高橋委員

だから、土地対策会議は、土地対策会議で諮りたいとおっしゃるけれども、そんなもん出たところ勝負でね、今回は土地対策会議と。大きな物件で重要物件であった屠場の跡地も土地対策会議では諮っていないと。アピタの横っちょの一等地ですよ。ここの利用はアピタに継続して貸しているのかどうか、これも土地対策会議で諮っていないと。何で給食センターだけ土地対策会議なんですか。

だから、土地対策会議というのは、そういう普通財産の処理をどうするかというためにつくった会議じゃないんですよ。何で土地対策会議ですか。他の二つは、なぜ土地対策会議にかからなかったんですか。

○企画課長

アピタの横の土地については、現在まだ普通財産で用途というのはまだ決まっておりません。用途を決定する場合のときにつきましては、必要があれば土地対策会議にかけるべきだというふうになっております。

それから、先ほどから給食センターの跡地でございますけど、それにつきましても、やはり売るにしても、それから有効活用についても土地対策会議とか庁議とかそういったもので諮っていく必要があるというふうに企画の方では考えております。

以上でございます。

○高橋委員

私はね、2,586平方メートルの重要な財産だと。だから、この財産をどう活用するのか、市民みんなのものですから、どう活用するのかというその審議と活用の議論が市民によく見えるところできちっとして対応してほしいというのが私の願いなんですよ。

だから、市長いわく、少し時間がかかるかもし

れんし、短絡的、短兵的な判断は避けたいけれども、市民の財産なので十分検討していきたいと、こうおっしゃったから、どこでじゃあ検討するんですかということをお聞きしておるわけですよ。私が聞きたいのは、その点ですよ。

それで土地対策会議ですよ。土地対策会議は、たしか担当の所管部長が何人かで構成されているものだというふうに理解します。ここの土地対策会議というのはね、この土地を幾らで売ろうとするのかと、普通財産を売却する場合。そのときは土地対策会議の議会要りますよ、幾らで売却するかというのはね、そういうもののためにつくった会議であって、どういうふうにこれを活用するかというのを総合的、しかも長期的に検討するのは土地対策会議ではないと私は理解していますが、そういう理解ではいけないんですか。何でそこへ本件の用途について諮問しようとするんですか。ちょっと趣旨が違うでしょう。

○企画課長

質問者の言われるとおりにですね、ちょっと気持ちが悪く焦りまして、そういうような発言をしましたが、先ほど企画の方と総務部の方というような発言をしたと思いますけど、そこに基づきまして、庁内でまだ決裁をとったわけではございませんけど、一つ検討委員会というのを設けなくてはいけないのではないかと、その前にいけないというふうに私の方は思っております。

以上でございます。

○高橋委員

山屋敷の屠場をどう処分するかというときも屠場の跡地利用検討委員会、名前は忘れましたが、その種の委員会ができて、庁内にですよ、そしてどういうメンバーが入られたのか私よく承知していないけども、各課横断的にらしい幹部が入られて、じゃああの屠場の跡地をどうするかということでいろいろ議論がありました。

たしかあのときに、岩堀収入役等が担当部長だったような経緯がありますよ。しかし、なかなか結論が出ないと。どうしたんだ、どうしたんだと。いや、なかなか難しい。結論が出ないということ

で最終的に市営住宅をつくろうじゃないかと。あるいは山屋敷の地域公民館として一部貸与しようじゃないか。そして今、お祭り広場かイベント広場として暫定的に活用しようじゃないかという形で収れんされていったというふうに理解をしていますよ。だから私は、貴重な財産だからね、総務部と企画部だけでちょこちょこつと中でわかったようなわからんような会議開いて、傍聴も認めないような会議を開いて決めてもらっちゃ困るということをおっしゃりたいんですよ。

だから、各課横断的に教育委員会も入ってもらえばいいじゃないですか、跡地だから。それから児童センターをつくりたいとってきちっと声を上げてみえる福祉子ども部、あれは地域コミュニティとしてどうなんだという点ではあなたのところも入れればいい。教育委員会も入れればいい。そういう各課横断的にあの土地をどう、知立の中心にありますからね、どう活用するのか。一部離れがあるでしょう。給食センターというのは、全部連たんして一部離れた飛び地があるんですよ。あの飛び地は工場へ売っても可能ではないかとかね、いろいろ出とるんでしょう、意見が。

だからそういうことで、各課横断的なきちっとした給食センター跡地検討委員会というようなものをつくって、そして、必要なら市民にも見せると、その審査会を。そして、逐一議会に報告していただくというような透明体の会議でなかったら、こんなものは内部で帳じり合わせも会議でなかなか見えないし、どういう検討されておるのかもわからないし、そして、その方向性もお互いが確認できないということになってしまうような気がするんですが、今申し上げたような各課横断的な会議を設定されて市民に見せるということについてはどうですか。

○企画部長

今、御質問者おっしゃいますように、企画部と総務部だけで決めてしまうということではないということだと思います。

前にもちょっと御答弁をさせていただいた内容の中で、庁議に諮ってというお話を本会議の中で

させていただいたことがございますが、このときにはこの庁議の中では、まだ最終的にどうするかということが決まっていないう御答弁をさせていただいたことがあるわけでございますが、このいわゆる決まっていないう部分について決めていくというときには、やはり最終的な施策を決めていくわけですので、庁議に諮って、いわゆる今、御質問者おっしゃいますように、企画、総務だけではなくて、いろんな部長にも入っていただく庁議の方で決定をしていくということになろうかと、そんなふうに思います。

○高橋委員

企画と総務というのは、あなたがおっしゃったから私、言っておるわけだわ。企画課長が、どこが所管するのと、この跡地利用は、私のところですよと言うからね、土地対策会議というから矛盾があるじゃないのと。企画と総務で相談したいとおっしゃいますから、そんな小さなところでいいのという。企画と総務というのは、あなたの方の答弁そうおっしゃるから、私、そうじゃないでしょうと言っておるんだわ。

最終的には庁議ですよ。内閣では閣議だね。内部意思の決定は庁議でやればいけども、そんなもの簡単に決まらんがね、これ庁議で。じゃあ庁議が常にそのことを継続的に審査すると、そういうわけにはいかんでしょう。だから市役所内部に、さっき言った各課横断的な検討委員会をつくっていただいて、しっかり議論すると、市民の声も聞いて。それを庁議に具申して最終的に決めると、この手続はいいですよ。そういう意味での庁内横断的な検討委員会をつくっておやりになるのかどうかということを確認を求めているわけですよ。どういう考え方ですかということ。

清水副市長ね、これは企画部長が答弁する案件じゃないでしょう、跡地利用については、むしろ総務部長なんだ。だけど横断的にやるというなら、そこは市長なり副市長がリーダーシップを発揮してね、一課一部にまたがる問題じゃないからということで、あなたが乗り出さないかんテーマじゃないですか。どう考えてみえますか。

○清水副市長

企画部の方で御答弁させていただくのは、本会議の流れの中で企画課の方で今答弁をさせていただいているわけですけども、御質問者も御指摘のように、普通財産になった時点でそれをどういうふうにしていくのか。これはもちろん総務部総務課が所管をするところですけども、そこがすべてを決定するというのは、貴重な財産ですので、これは難しい。

そういった中では、教育もいろんな環境、いろんなところで一度いろんな本会議の中でもございましたように、いろんな御要望もあつたりするわけですので、そういったことも一つずつ一度検討の材料の一つとしても見てみたいというふうに思います。そういう具体的なこういう施設ですとかいろんなそういう話もあるわけですけども、そういうことの検討と、それから、本会議で御答弁してまずように、売却をして他の事業費に振り向けるというようなところも一つの重要な選択肢の一つだというふうにも思っておりますので、そのことも総合的にですね。これはいきなり庁議で結論というのはなかなか難しいので、ほかの先ほどもおっしゃいましたけども、高場のところもそうですけども、やはりいろんな角度で検討することでは、いろんなセクションの方に一度集まらせていただいて、それがプロジェクトになるのかどうかまだあれですけども、そんな中で広範囲なことを検討して、そういったものを庁議にあげていただいて、そこで庁議でもう一度検討してみようというようなことをする必要あるんだろうなというふうに思っております。

○高橋委員

する必要あるんだろうなというのではなくて、今回のこのやりとりでつくるならつくと、そういう機関をとということをはっきり示してくださいよ、市民に。つくって検討しますと。部長が入るのか課長が入るのかね、福祉子ども課のどなたが入るかは、これは今後やればいい。だけど、各課横断的、各部横断的な総合的な検討委員会をつくりますと。そこできちっと議論をいたしますとい

うことをやってもらうなら、つくりますときちつと丸にしてくださいよ。丸で体言止めにしてくださいよ。そういうことも必要なのかなといんじゃなくて、つくると。じゃあ、いつからそれが委嘱されて、いつごろからつくり出そうとするのかということも含めてね、これを議会に示す、つまり市民に示すというのは、最小限ぎりぎりの本条例を提案されるその背景としてのぎりぎりの一つの方向じゃないですか。

廃止するよという条例出して、知らんというわけにはいかんでしょ。当然その跡地利用について疑問が出て当たり前だから、跡地利用の検討の枠組みはこういう枠組みでやりますというのをびちっと出さないかんがね。土地対策会議とってみたり、総務と企画課で話をすると。いや、おっしゃるように各課横断的が正しいですねと言ってみたりね、一体どこで検討するのか、さっぱりわからんじゃないですか。だからこそ責任ある人にきちっとした答弁を求めているわけですから、やるならやる、まだ検討期間を必要なら、まだそういう方向は出せませんなら出せません、はっきり市民の前にその姿勢を示してください。

○清水副市長

私、申し上げたのは、そういったプロジェクト、これメンバーはわかりませんが、そういった広範囲に検討し、方向性を出していくものだというふうに考えておりますので、そういった検討会をぜひ設けたいというふうに思っております。

○高橋委員

やっとならね、跡地利用の内容を検討する庁内的手続の方向がちょっとはっきりしたのかなと。

つまり、屠場跡地利用対策委員会のような形で庁内横断的な組織ができて、そこで検討されていくということがちょっとはっきりしたということですが、その庁議の内容は見せていただけますか。

○総務課長

会議等の公表につきましては、もちろん中身がどういった会議になるかちょっと検討もつきませんが、公表できるものというふうに考えております。

○高橋委員

今、議論している給食センター跡地検討委員会は公表できると、公表するというのでいいですね。

○総務課長

質問者おっしゃるとおりで結構です。

○高橋委員

じゃあ、ぜひこれ公表してください。私たちもどういふ議論がされるのか大変注目してみたいと思うので、会議の日程、その他ちゃんとお知らせをいただきたいというぐあいに思います。

その上で、林市長ね、市民の声はどうやって聞かれるつもりですか。

○林市長

これは、今こうして跡地利用であります。本会議でも答弁させていただきましたように、基本的にはやはり新しい給食センターをつかったその財源ということが基本的には私、思ってるわけございまして、市民の声ということで、例えばこの施設がほしい、ああいう施設がほしいといったときに、果たして私がそういったことを一つ財源があった、財源という土地のある中でどういふふうに聞いたらいいのか、なかなか今のところ本会議答弁させていただきましたように、なかなか難しいのかなという思いがあります。

そうした中で、今回委員会でもこうして委員の皆様が検討会開いてやりなさいということで御指示いただきました。そうした検討会開いて進めさせていただきたいなというふうに思っております。

○高橋委員

検討会開くというのは、それはきのう、きょう始まったことじゃないですよ。役所の職員が、職員の検討会ですからね、検討会開くというのは、さっき説明したように、屠場跡地だって検討会開かれてつくられましたかね。土地対策委員会だって存在しているし、必要な土地の売却等についての単価の設定などは、この土地対策委員会で庁内的手続やってみえた。

林市長は、それに加えて市民参加と政策決定過程についても市民の声を聞いていくというふう

公約をされているわけなので、じゃあ具体的な実践例の一つとして、こればかりじゃありませんよ、跡地利用について、これはどういうふうにするかというのはなかなか市民ニーズの上から見ても、なかなか難しいテーマですよ。要するに、コンセンサスの要るテーマなんです。これをトップダウンで、いいよ、選挙なら選挙で、私は、あの跡地に総合的な地域コミュニティセンターをつくりますと、それが大争点になって、勝った人がコミュニティセンターをつくるというのも一つの方法ですよ。それは民意がそこの反映している。あるいは暴君に市長がお見えになって、断固としてここはコミュニティセンターなんだといってトップダウンで決めてね、唯々諾々としてそれが認められ、予算化されてやるというのも一つの手法なんですよ。

そういう意味で林市長は、住民の声をよく聞いて市民参加で事を進めていく、政策の決定過程も含めて公開していくんだということを公約されているわけですので、この跡地利用について主人公である市民はどこで参画するのかということをお伺いしております。今のお話ですと、その余地はありませんよということですか。

○林市長

私は、市民参加のメリット、市民協働のメリットがですね、何遍も申し上げていますが、三つ。一つは、1人1人の生きがい活動、二つ目が協働であります。

そうした中で、今回のこれを市民参加、公約と違うじゃないかという今、趣旨の発言であろうかと思いますが、やはりこの今回の事例が、果たしてほんとに多くの市民の方を巻き入れて、さあどうだということをする案件かどうかということをお伺いしております。というのは、やはり何遍も申し上げますが、私は基本は売却なのかという思いを強く持っております。

私の記憶の限りであります。この給食センターが新しい給食センターができるということは、もう大分以前より議会の方でも当然周知されていたわけでございます。そうした議会の中で、この

跡地をどうするかという議論があったのかなというのを考えますと、私の記憶でなかったのかな。

そうした中で、やはりこの跡地については新しい給食センターをつくるから、その財源に充てるということが一つのある意味、先ほど高橋委員のおっしゃられた議会でのコンセンサスなのかという思いは自分は感じておったわけでございますが、そうした中で、今そういう思いで、今度検討会を開いて最終的に決めていきたいなという思いでございます。

○高橋委員

私、林市長の揚げ足を取ろうなんてことはこれっぽっちも考えていないんでね、揚げ足を取ってどうのこうのということはこれっぽっちも考えていません。

ただし、今申し上げたような跡地をどうするかということはおね、コンセンサスが必要なんです。市民の。売却も選択肢の一つにあげてもらうことを私は否定しませんが、コンセンサスが必要です。そうするとコンセンサスというのは、そこに主人公である市民が何らかの形でコンセンサスづくりに参画するというのが、私は林市長が市民の皆さんに呼びかけられた市政運営の方向ではないのかなというふうにしちゃくをしているわけです。

もちろん給食センター跡地利用でこの市民の声を聞くというふうには具体的に言ってみえませんが、しかし、市民の声を聞いて、市民参加で仕事をやって、百人委員会みたいなものをつくって大いに市民の協働でまちを興していくということであれば、本件が一つ林市長のおっしゃる市民参加の具体的な舞台としてね、あなたがどういう演出をされるのか、これ私、ちょっとしっかり見たいなというだけの話ですよ。それだけの話。揚げ足を取ろうとかどうのこうのとかいう話じゃない。

ところが今のお話では、そんなものは対象外だと、これは。オール・オア・ナッシングだと、入り口でペケですよと、こうおっしゃると、どうのこうのときに市民参加が発動されるのかな。私は、これなんか非常に重要なテーマだというふうにお伺い

らね、庁内の検討委員会も結構だし、それはどこかでせり上げていくところが必要ですからね、せり上げなしでね、このハチの巣を突いたような議論ではいかなものかと思うから、せり上げていくことはいいけども、しかし、どこかでちゃんと主人公である市民にパブリックコメントのようなそういう程度ではなくて、もっとアクティブに積極的にその計画づくりに参加していただけるような手続が検討されてしかるべきなのではないかなと、林市長の御答弁、そういうふうにしたわけで、高橋さん、それ違うよというならわかりました。そういうふうに期待していた私がおろかだったし、未熟だったということですよということでしょう。唇寂しですよ、これは。公約されている市長に、そうではないんですかといて、あなたの出番をつくってあげようとしているのに、口はばつたかいうとね、出番の必要なしということについては大変残念だけど、市長の姿勢としては理解せざるを得ない。そういうことであればね。

もう一つは、私は売却なんだと。議会のコンセンサスなんだと。どこでコンセンサスができたんですか、売却のコンセンサスが。議会で本件を売却するというのは、一体だれがどこで答弁したんですか。ちょっと明らかにしてくださいよ。だれがどこで答弁したんですか、今まで。

○林市長

コンセンサスという言い方がちょっと私も表現が違ったのかなという御無礼はあるかもしれないですけども、議会の中で、私の記憶する限り、こういうふうに跡地したらいいんじゃないかというこういうものがないじゃないかということが私の記憶の中で出てなかったのかなという思い。あと、議会のコンセンサスというのは、ちょっと私の誤りであったかなというふうに思って御無礼いたしました。

そうした中で、先ほど市民参加の手段を私のために用意していただいたということでございます。私は、例えば本会議で申し上げたんですけども、公園をつくるときに、どうい公園がいいかとかそういうときには、たくさんの方が寄っていた

だいて、いい公園をつくってとということが一つの例なのかなという思いがあるんですけども、このことについては、やはり新しい給食センターをつくったと。知立市もやはり財源がそれほど万遍に潤沢にあるというわけじゃないと。そうした中で、やはりこの財源はどうするんだという話の中で、これは本会議でも企画部長は私の思いを斟酌して答弁していただいたように、基本はまずは売却させていただいて、新しい給食センターの財源に充てさせていただきたいと思いはあるわけでございます。しかしながら、今申し上げましたように、検討会つくって、いま一度どういうものがあるのかということを検討させていただきたいなというふうに思っております。

○高橋委員

認識は順番に議論を通じて発展していくものだけど、あなたの認識は議会のコンセンサスだという認識で、売却が議会のコンセンサスという認識だから売却なんだと。その認識が違っておったわけでしょう。議会は売却をするということでコンセンサスなんか全く得てないですよ。あなたはコンセンサスがあるんだと、議会。だから売却だ。この認識が変わったんだから、事実と違うんだから、当然結論にその認識の結果が影響して当然じゃないですか。

私ははっきりさせておいていただきたいのは、議会で売却するんだということは、もう一回聞きたいんですが、だれがいつ答弁したんですか。そういう方向を市として掲げたことがあるんですか。あの土地は売却するんだということを市の考え方として掲げた答弁があったら一遍紹介してくださいよ。いいかげんなことを言っちゃいかんですよ、あなた。

○林市長

失礼しました。議会でおっしゃられた方はいないので、申しわけないと思っております。

その上で、そしたら結論が違うじゃないかということであろうかと思えます。そうした中で、私、この売却しろという意見は出なかったわけでございますけれども、ここの跡地をこういうふうにし

たらいいな、ああいうふうにしたらいいなという声も私の記憶の限りであります、出ていなかったということもあったかと思えます。

しかしながら、だからといってこれを性急にということではなく、やはり検討会を開いて考えていきたいなというふうに思っております。

○高橋委員

議会できちっと売却がコンセンサスを得てなかったということは撤回されました。だけど議会から跡地をどうせよという意見はなかったじゃないかと。これは厳密に言うとなかったわけではありませんよ。教育長は御存じかもしれません。一々裏を取りませんが、中島牧子議員だったのか、高笠原議員だったのか記憶はないけども、あの跡地については本会議で中島議員が指摘したように、南部の方のコミュニティ施設あわせて検討したらどうだという意見は申し上げたことはあります。

ただ、林市長は、跡地についてどうせよ、こうせよという議論がなかったから、その跡地利用について余り議論がほうふつとしてないというふうにおっしゃるけども、まずはどこに新しい給食センターをつくるかというのが最大命題だったんでしょう。じゃないですか。まずはどこにセンターをつくるのか。用地は買えるのか。どの程度の用地があったらできるのか。合わせて20億円ですか、今度の給食センターというのは。なんじゃかんじゃ合わせて。土地建物、調度品、備品ね、20億円ぐらいだと理解しているんだけど、20億円の金をかけてやるのにどこがいいのかという議論がまず先行したんですよ、当然でしょう。新しいうちをつくるのに、どういう場所でどういう間取りがいいのか、通勤、通学はいいのか。当たり前の話じゃないですか。そこへ議論が収れんしてきた。当然ですよ。私たちは、そういうセンターをつくるのに調理は委託ではいけませんよという議論をしっかりとやらせてもらいました。その過程ですよ、まだ。まだ更地になっているわけじゃない。現に用途として使ってるわけだから、行政財産として。7月まで使うんでしょ、夏休みまで、行政財産として。現に行政財産としてその仕事を果

たしているのに、おい、これが更地になったらこうせよ、ああせよという議論は環境が意識を決定するという著名な哲学者の意見があるけれども、更地になって約3,000平方メートルががらがらとなったときに、あんな一等地が空いとるけど、どうするんだという議論が生まれてきますよ。この景色の反映として。環境がそういう環境になれば、そこから議論が生まれてくるわけでしょう、どうするのと。売却しちゃうんじゃないわねと。じゃあこういうふうにしたらどうですかという議論が生まれてくる。まだ現在その用に供しとるわけでしょう。

だから、この時点で、あるいは今までの過程で跡地利用について積極的な意見がなかったから跡地利用について意思がないんだと、気がないんだというふうにお取りになるのはいかななものですか。更地なら別ですよ。小松寺の跡が更地になってね、広大な広場が駅前にあると。あんな広場遊ばせておくのはもったいないじゃないかといって議会からの意見が出てますよ。小松寺がある段階でそんな意見が出たら、また失礼な話になりますよね。まだ今、更地ではない。だから跡地どうするんだという議論が出てこない。出てこないから売却なんだというのは、極めて短絡的な、あなたの意図を先行させるという意図的な政治手法じゃないですか。市民の声は聞きませんよと。私は、そういう一連の対応について、それでいいのかということをお願いしているわけですよ。大変残念ですね。

売却を前提にするという議論は一度もなかった、議会では。あるいは財源に充てるというのが議会の主流の意見でも、そういう提案をされた議員も一人もいない。内部で検討はされていたかもしれませんがね。教育部長が言いましたがね。本会議でも述べたように。それを総務部長がたしなめましたね。そんなことは決めてないよと。そういう歴史があったことは事実ですよ。

私、本会議のぶり返しをするつもりは毛頭ないけれども、売却をせざるを得ないときには知立市の財政状況並びに今後の事業の見通し、そうした

もので売却が知立市の財政上やむを得ない措置なんだということをコンセンサスで得ないとまずいと、売却の場合にはというぐあいに思いますが、林市長、いかがですか。

○林市長

高橋委員のおっしゃることもわかるんですけども、基本はやはり新しい給食センターができた。じゃあ古いところはどうするんだと。そうした中で、やはりこれを新しい給食センターのための財源に使うんだなということは、私は、そう無理な流れじゃないのかなという思いは持っております。

しかしながら、何遍も申し上げますけれども、いろいろな要望とか、こういった潜在的なものがあるよということを内部検討委員会を開いて考えていきたいなというふうに思っております。

○高橋委員

全然私の質問に答えていらっしやらないんだね。市役所が昭和53年にここに移ってきましたよ、駅前から。売却しましたかね、あの市役所は。売却してないですよ。あそこそ一等地でね、ちょっと本会議で説明したけども、昭和53年当時、売ればものすごい銭に加算だった。けども売らんかったですよ、時の市長も議会も、そういう選択しなかったですよ。今あなたのおっしゃることを聞けば、役所がここへ移ったときに駅前売るのは、これはごく自然じゃなかったんですかというふうに聞こえてきますよ。我々の先輩が、私もそのときには議席があって、議論に参加しましたがね、そんな議論はだれもやってないですよ。裏の裏でね、それは赤字再建団体になったようなときには、最後に切り札でここを売り尽くしてね、困ったときに神頼みでここを使うかなという議論は、それは裏の裏の座談会では話が出ました。お茶飲み話では。そのことを口にする人は一人もいませんでした。

知立市の歴史を考えてみてくださいよ。公有財産、普通財産をまとめて売った歴史と経緯がどの程度あるんですか。ちょっと聞かせてもらいたい。普通財産をまとめて一番大きな面積を売ったのは

どこですか。あるいは普通財産で小さなところはともかく、相当今回のように3,000平方メートルに及ぶようなところを売った経験があるんですか、知立で。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時47分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

大変お時間いただきまして、申しわけございませんでした。

今の給食センターほどの大きさの普通財産を売却したという記録が過去にさかのぼって調べないと正確なお答えができません。

当面最近では、平成17年の7月29日に南陽駐車場、そこが782.06平方メートルを売却しております。

以上です。

○高橋委員

それが正解ですよ。最も大きいのが南陽通りバグマン前にあった区画整理内で取得したあの職員駐車場ですよ。職員駐車場はこちらの方に土地が担保できるということで、かなり遠いわけですから、職員駐車場として。それを活用するよりは売却してもいいだろうと。782平方メートルです。バグマン前ね。今あれどうなっていますか知っていますか。

○総務課長

民間の方に売却したものですから、そこで宅地として利用されているかというふうに思っております。

○高橋委員

売っちゃった土地だよね、それはいいけども、一遍よう見てきてくださいよ、どんなふうになっとなるのかね。

市長は、新しい施設つくったら古いところを売るのは当たる前だと。ある意味では合理的な発想

かもしれませんが、知立の歴史の流れの中では、公有財産というのはみんなのものだと、おっしゃるよう。だから何とかこれを上手に転用してみんなの財産に置きかえられないかということが長い間の我々の先人たちが歩んできた方向なんですよ。もちろん金に換金するというのも一つの価値の変形ですから、仮に換金することを絶対あつてはいかんとは言いませんが、あのバークマン前の職員駐車場782平方メートルは、私が唯一最大だというふうに理解します。

そういう発想がなぜ役所の中やこういうところへずっと主流になつるとかということを私は林市長にしっかりと考えていただきたいテーマだというふうに思います。

きょうのところはそれで問い詰めてもまた平行線ですから、また唇寂しになつてもつまらなので申し上げますが、そういう歴史の上に今日の知立市政があると。私はそういう点で、最も市民が希望される有効な施設を住民の皆さんの声もよく聞いて、許される財源の中で活用していくというのがきょうの段階ではベクトルの方向だと、きょうの段階では。短絡的な売却、私、賛成しません。今後台所が厳しくなつて、どうしてもあれの財産を売却せざるを得んときには財政指数も全部お示しになつて、だからこそ売らせてほしいということをも市民のコンセンサスを得るような努力と奮闘やそういう根拠が示されない限り、私は売るべきではないと、単純に、ということは何も申し上げておきたいというふうに思います。

それで、もう一回副市長にお尋ねしたい。

今、私が申し上げたことを踏まえて、いつごろ対策会議というのは立ち上がるのでしょうか。そう急ぐ必要ありませんよ。更地になつてからでいいんじゃないですかね。私はそう思うんですが、改めて所見をお聞かせいただきたい。

○清水副市長

御質問者おっしゃいましたように、あの跡地が更地になりますと皆さんから注目されるので、そこからゆつくり議論したらどうだというような御趣旨の御指摘かなというふうに思いますが、私ど

もの方といたしましては、もうあれは既にそういった形で普通財産に移管されていくということは考えておりますので、まだいつまでに結論ということは今申し上げられませんが、それはこの議会終了後でもですね、どんなメンバーでやればいいのか、その辺のところの検討からまずは入っていきなというふうに思っております。

○高橋委員

短絡的に売却ありきではなくて、ぜひ申し上げたような形で、十分検証、検討していただきたい。

最後に私、林市長にもう一遍聞きたいんですが、公園をつくる場合には皆さんの意見を聞きたいと。跡地利用には適さないと、住民の声を聞くという行為はというふうにおっしゃいました。これは短絡的に受けとめると、もうほとんど市民の声を聞く機会はないと。公園が新しくできるのはいつになるのかちょっとわかりませんが、八橋東部の土地区画整理事業、これはこれから着手されていくでしょう。ここには郷中に一つ公園ができるようになりますよね。だってこれは、しかし、土地区画整理である土地を出してやる事業ですから、審議会なりね、審議会は設置されないかもしれんけど関係者の意見が相当聞かれるということですが、林市長、一体任期中にそういう皆さんの意見を聞く機会なんていうのはないかもしれないというふういきょうの答弁聞いて、私ちょっとがっかりするんですよね。どういうケースに市民の声を聞かれるのかなど。公園とおっしゃるけども、公園なんてそう右から左へつくる計画があるわけじゃないし、ちょっと私、あなたとのスタンスを図りかねちゃうがね、今の答弁聞くと。

私は、この跡地利用について、まず第一弾で市民の声を聞いてほしいということですが、断固としてこれはノーということですか。

○林市長

私、市民の声を聞くという形で市民参加、同じようなことかなと思いますけれども、市民協働がありますね。そうした中で、公園という例を挙げさせていただきました。例えば身近なところの公園をつくる場合に、やはりその地域の方々、こ

ういう例えばものがあつたらいいじゃないかとか、そういうことを考えることによって公園ができてからも維持管理するときによくなっていくんじゃないかなということ、生きがいつくり、仲間づくり、そうした視点で市民協働を推進をさせていただきたいということをたびたび申し上げております。

この前、まちづくり条例に基づいたまちづくり委員会のときに出ささせていただきました。1回目のときにも出ささせていただきました。私、申し上げているのは、とにかく財源はありませんと。財源はないんですけれども、とにかくいいアイデア、そしてみずからの行動とかでいいまちづくりになるように何か御意見をお願いしたいなというそういう形で申し上げております。

以上でございますけれども。

○高橋委員

私の質問に答えていただけてないがね。私はそういう一般論を聞いたわけじゃない。本件は、跡地利用については市民参加を拒否されますかということ聞いたわけで、お答えなかったんですが、今のお答えをそしゃくすると、該当しないと、本件は。だから市民参加は拒否しますということですね。もう一遍確認だけお願いします。

○林市長

本件に関しては、検討会、先ほどから申し上げておりますけれども、その検討会議を開く中で、ちょっとこれは市民の方に一回聞いてみようかという意見が出ればその余地も出てくるのかなという思いがあります。

○高橋委員

そうやって、あなた迂回しながら、検討会というのは検討会ですよ。市民の意見を聞こうという場ではありませんよ、検討会というのは。庁内の会議ですから。もちろん、つかさつかさに幹部がみえるわけだから、業務を通じて意見を聞いた上での話ですよ。市の幹部は市民と孤立して存在してるわけじゃないから。日常業務をやつとるわけだから。そこには例えば、市民協働課長なら市民協働課長という存在でいろんな市民の声を聞かれ

とるわけでしょう。聞かれておりますがね。その声を聞き、議会の意見もしっかりと耳を澄まし、そういう中で総合的な仕事をやっていくわけでしょう。だからそれぞれの担当者が横断的にその会議に結集されて意見を述べるということは、当然そこには市民の声が集約されてますよ。もちろんその部課長のリトマス試験紙を通してですがね、通してですが集約されています。そういう生きた有機体として幹部が存在しているわけだから、その人たちが集まって会議をやるということでしょう、さっきの対策委員会というのは。それ以上でもそれ以下でもないんです。そこに市民の声が反映されてないかといったら反映されているんですよ。その陰では。

ただ、私が申し上げているのは、また林市長が公約されたのは、制度として仕組みとして市民参加を推進していくんだということを公約されたんだから、本件の場合、制度と仕組みとしてそれが生かされるすべはどうなんだということをお聞きしておるわけですよ。それはいいですねと、今までのやりとりでということを確認を求めているだけの話です。ないんでしょう。

○林市長

先ほどと同じ答弁になるんですけども、今、高橋委員おっしゃられるように、各部長たち、課長たちが市民の方と日ごろ接して、こういったものがいいんじゃないかという意見とか出てこようかと思えます。そういう意味では、ある意味そこで市民の意見も反映されるんですけども、なおかつ検討会を開いたときに、やはりここは、いま一度聞いてみようかというところがあればお聞きをしていくことになるかというふうに思っております。

○村上委員

今、先輩議員の方からいろいろ御意見等がございまして、そのやりとりをお聞きさせていただきました。

この給食センターという部分につきましては、平成18年ですか、私も新しい給食センターができるということで一般質問させていただいたわけな

んですが、そのときに、当然跡地利用についてというお話もさせていただいたかなというふうに思っております。ちょっと僕の記憶がどうかわかりませんが、そうはいうものの、旧の給食センターというところで、もともとはこの土地については区画整理事業であったかなというふうに思いますが、その辺の土地の購入という経緯、少し教えていただけますか。

○教育庶務課長

ただいま委員からお話のありました昭和54年に土地区画整理事業で換地処分によりまして面積が確定しております。その後、一部用途廃止と購入をしておりまして、2,586平方メートルと至っております。

以上であります。

○村上委員

先ほどからいろいろ過去の先輩たちが、そういった血のにじむ思いをしてあの土地を購入してきたということで、若干今の論議の中で、その売却論も少し出ているということなんですが、これ庁内の中で出ておったのか、そうじゃなくて世間のそういう流れの中でそういうことかなというふうに出てきたのかというのか、ちょっと僕もよくわかりません。

そういった中で、例えば売却論議も少しされた中では、売却差益という部分、計算という部分ね、どのぐらい売却差益があるのかということでは計算、先ほどの論議の中では一切出てきてないんですが、その辺のところ計算されているのかいないのか。差益があれば、どのぐらいの差益があって今の跡地を市民のために、あくまでも目先は市民ですね。市民がどうその財産を活用して市民に反映できるかというところがあるかと思います。その売却差益の検討というのかね、試算というのか、その辺があればお示し願いたいなど。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

先ほどの村上委員の売却した場合の差益があるのかという御質問でございます。

まだ今現在、行政財産でございまして普通財産ではございませんので、総務課の方といたしましても、そこをまだ試算もしてございません。したがって、差益もわかりません。

以上です。

○村上委員

先ほどですね、平成18年の6月定例会の中で、学校給食センターの建設計画とその運営方法についてということで、私、一般質問させていただきました。その中で、建設計画、管理運営方法、跡地利用ということで、そのときの少しあれを持ってきたんですが、質問事項、新たに建設することによって現在の給食センターの土地をどのように活用の予定なのかという質問をさせていただきました。市は利用の予定のない土地は普通財産の売却して財源の一部にされていますが、現在のところどのような計画になっておりますかという質問をさせていただいたんですね。

そのときに、当時岩田部長でしたかね、お答えは、跡地利用でございます。現在普通財産として処分していくか、それとも行政財産としてそのほかの方法で活用していくのか現在決まっておりますが、内部でよく詰めさせていただきたいと思っておりますという答弁だったんですね。

今の先輩議員の議論の中では、せっかく私、この場で跡地利用のことをお話させていただいたにもかかわらず、今現在何も詰めてないと。それで、恐らくこの質問内容が市長の方の頭の中に残っておったのかなというふうには思いますが、これは同じ会派でやっておったということで、恐らくこの質問させていただいたのは、当時私も市政会でもございました。その中で論議をする中で、跡地の利用と、差益と、給食センターという議会の中の議論はなかったと思うんですが、その中で少しそんな話がされておったのかなという記憶でこ

ういった質問をさせていただきましたが、やはり物をつくるという部分について、当然市民の血税というふうで貴重な財産なんですね。土地にしても金にしても、あなたたちすべての職員にしても市民にとっては、そのノウハウ、知識そういうものがすべて市民のための財産なんです。それで平成18年の6月にこういう論議がされておりながら今の御答弁というのは、いささか寂しいなというふうに思います。一般質問というのを職員の皆さん方はどういうふうと考えておられるのかなど。やはりここにも市民がおるんですね。我々市民の声を聞きながら、勇気を振り絞って質問させていただいておるんですよね。そういう意見をしっかり受け取っていただいて、そして、きょうの議論の中で跡地の話についてはね、もう少し詰めておられたのかなというふうには思ったんですが、なかなか出てこない。

それで、先輩議員の方も先ほど市長に対してもおっしゃってありました。今の議論の中で、市長が今回この選挙で公約を掲げて1万6,000票ということで当選された。そのときに、やはりこういった問題についても職員の皆さん方としっかり議論をして、詰めて、そして自分は何がしたいのか。市長として何がしたいのかということを確認に出して皆さんと議論して、間違っておれば訂正をしていくとかね、そういった今後の取り組みをしていっていただきたい。そうすればこの場でしっかりと結論が出るかなというふうに思いますが、まずはこれで質問を閉じさせていただきますが、今の一般質問に対して、跡地利用について再度御答弁いただきたい。

それから、もう一点は、市長にどういう思いがあるのか。多弁は無用です。こんな思いがあって、あくまでもそこには市民ありきの行政財産の処分、例えば利用、そういった部分を検討していきますということで、先ほど一生懸命、先輩議員も言っていただいたものですから、その辺も含めて、多弁は無用ですよ。一言で結構です。どうしていきなりたいということで答弁いただきたい。と思います。

以上だけ言っておきます。

○清水副市長

今の御質問者の御指摘、私どもの方も当然そういった本会議での議論というのは非常に重く常に受けとめておるわけでございます。

そういった中で、今回の給食センターの跡地につきましても、内部でも過去にも検討してございましたけども、これもさきの本会議の中でお話がありましたように、まだ最終的な結論というところは出てないということのこちら側からの御説明の中で、いやいや、まだまだいろいろそれについての活用方法はあるんじゃないかというようないろんな御提案もいただいておりますので、今回先ほど申し上げましたように、検討会を立ち上げるということで、その中で、いろんな選択肢について検討していきたいなというふうに思います。

大きくはそれを売却をして、それを新たな当市いろんな計画の財源に充てていくのか、いや、それはきちっと他の行政目的に振りかえて、その市民のニーズにこたえる、そういった形にするのか大きな選択肢があるわけですけども、いずれにしても、いろんな広範での活用方法について検討させていただきたいと思っております。

○林市長

まずは平成18年に検討しますと申し上げながら、その後進んでなかったということについて真摯に受けとめ、これからそういうことのないようにさせていただきます。

二つ目であります。

この土地であります。非常に大事な土地であるという認識は強く持っております。もしこれが売却ということにさせていただくことができれば、私は子育て支援というのをまずは第一に考えております。経常的な支出に消えることのないように、しっかりと私の今の思いであります。まだこれから内部検討で詰めていくわけでございますが、私の思いは子育て支援の方に財源を使いたいなという思いはございます。

以上です。

○川合委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第34号について、挙手により採決します。

議案第34号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第34号 知立市学校給食センター条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○嶋崎委員

簡単なことをお聞きすることですけれども、補正予算の21ページで教育費、教育総務費の中の委託料で、現職教育研究費というのが12万円計上されております。本会議の中でも事業の内容をお聞きしたかと思いますが、いま一度内容をお知らせいただきたいなと思います。

○学校教育課長

それでは、地域とはぐくむモラル向上事業についてお答えをさせていただきます。

この事業につきましては、平成19年度から愛知県教育委員会の義務教育課で行われておる事業でありまして、今年度が3年目となります。それで本年度ですが、この事業の目的につきましては、児童・生徒に生きる力の核となる豊かな人間性と社会性を培うために、学校、家庭、地域の三者が心を一つにして規範意識を中心とした道徳の授業の工夫や体験活動の推進に取り組むとともに、児童・生徒の自分を高めようとする気持ちを醸成し、もって道徳教育の一層の充実、推進を図るとい

ことを目的とした事業であります。

それで本市としましては、市内に呼びかけたところ、八ツ田小学校を市の指定で道徳教育の研究推進を行っておりましたので、八ツ田小学校の方からぜひということがありまして、この4月になって正式に決まったということで書類を出しております。

八ツ田小学校は、その具体的にはどのようなねらいを持っているかといいますと、保護者代表、地域代表、学校教員代表による八ツ田小学校道徳教育推進協議会八ツ田サミットというものを組織し、家庭、地域、学校の全教育活動を通して道徳教育を推進し、主体的に道徳的实践をしていく八ツ田っ子を育てるということで、活動内容は先日の一般質問で答弁させていただきましたが、1から10番までの活動があります。これもお話しした方がよろしいですかね。

1番が、八ツ田小学校道徳教育研究推進協議会八ツ田サミットというものを随時開催し、家庭、地域、学校が連携した道徳教育を推進する。年3回から4回を予定しておるようです。

それから、学校参観日に全校一斉に道徳授業を行って公開すると。これは年に6回を予定しておると。

それから、保護者、地域の人々と考える対話集会を年2回予定しておる。

4番目が、あいさつ運動を推進していきたい。学校、家庭、地域でのあいさつ週間を設定していくと。

5番目が、家族の触れ合いを深める機会とするためにノーテレビデー、ノーゲームデーを推進する。これは現在行っていることではありますが、六つ目が、八ツ田クリーン作戦、地域美化活動を推進していきたい。11月とそのあと2回ほど予定をしておるようです。

7番目が、9月20日に学区の運動会を開催する。これも学校、家庭、地域が一体となったという目的であります。

8番目に、地域の方々に講師として迎え、親子の触れ合いを深めるトライやるタイムということ

を年2回、授業参観日をとらえて行いたい。

9番目が、取り組みの内容を道徳だよりという
ことで家庭や地域に配付する。

10番目が、授業終了後に学校のホームページで
取り組み内容を掲載すると。

以上であります。

○嶋崎委員

今、案内、内容を詳しく教えていただきました。
ありがとうございます。

この事業は新学期からということですが、い
つから始まって、いつ終わるのかをお聞かせくだ
さい。

○学校教育課長

事業を終えるのが2月26日。

○嶋崎委員

この事業が当市に案内があったのは、いつかお
知らせいただければありがたいと思います。

○学校教育課長

この県の事業につきまして、昨年末からの県の
財政という事情もありまして、ことしに入ってから、
平成21年になってから正式な文書というよりも西三
事務所から、このような事業を考えておるがどう
でしょうかという内々の形で問い合わせがありました。

以上です。

○嶋崎委員

大体県は3年目ということですので、もうずつ
と前からその案内があっただろうという私の考え
方でお聞きしたわけです。案内があって、本来な
らば八ツ田小学校が受けるというところまで時間
がかなりかかっているということで補正予算にな
ったのかをお聞かせください。

○学校教育課長

内々の問い合わせがありましたので、知立市と
しては、一応希望をするということで返事をしま
したが、先ほどのような事情で正式には決定でき
ないということで、正式にきましたのは4月にな
ってからであります。

以上です。

○嶋崎委員

この事業、先ほど内容をお知らせいただきまし
て、非常に中身の濃いものだと思いますけども、
この県費以外に知立市の歳費は充てておるのか充
ててないのかをお知らせください。

○学校教育課長

市としては、特別この事業に対しての支援は行
っておりません。

以上です。

○嶋崎委員

それじゃあこの事業は、県の要請により消化事
業というふうにとらえていいですよ。

○学校教育課長

先ほども少しお話をさせていただきましたが、
八ツ田小学校、知立市の研究指定を受けて今、道
徳の研究を行っております。平成20年、平成21年
ということでありまして、この県の事業と今、八
ツ田小学校が取り組んでいる内容がぴったりと一
致するというようなこともありまして、ぜひとも
ということで応募をいたしました。

以上であります。

○嶋崎委員

今度の補正予算に県支出金のところで歳入のと
ころに12万円計上されております。実際にはこの
県支出金が当市の方に入っておるのか、これから
入るのかをお教えてください。

○学校教育課長

事業が終わってから入るものであります。

以上です。

○嶋崎委員

私は、当然歳入あって初めて歳出の方もできる
ものかと思っておりましたけども、事業が終わら
ないとこの歳入はないというわけですか。そうす
ると、補正予算に盛り込む部分が、ちょっと私個
人としては納得がいかないですけど、いかがなの
でしょうか。

○学校教育課長

私の方が支払い条件というものがありまして、
精算払いというふうを書いてあるのをそれをその
ように思ってしまったわけですけども、県から12
万円は約束をされておるものであります。

○嶋崎委員

私は、これ納得していいのか納得してはいけないものなのか、今判断に困っております。この件についての質問については、以上で終わります。

○高橋委員

ちょっと今の続きで学校教育課長ね、12万円県費が歳入されて、100%県費事業としてモラル向上事業委託料をやるという予算になってますので、これは当然歳入されるわけですよ、12万円はねということなんだわ。そういう提案がされておるわけ。そこをちょっと確認をせないかんわ、今の中途半端じゃあ。12万円というのは、10項目の仕事の内容を言っていたいただきましたが、具体的には何に使うんですか、この12万円というのは。

○学校教育課長

学校の方の予算内訳ですね。指導者の謝金ということで5,000円の3人分1万5,000円、それから需用費ということで消耗品費が7万5,000円、図書購入費1万円、印刷製本費2万円ということで合計12万円という予算を立てております。

12万円すべて県の方からの支出ということで今回の補正予算出ささせていただきました。歳入歳出ということでありまして。よろしくお願ひします。

○高橋委員

12万円の内訳は、指導者3名に5,000円、あと消耗品に図書購入や道徳だよりも出さないかんもんでね、印刷が要るわね。そういうものに使っていくということなんだけども、この指導者というのはどういう方が指導者になるんですか。ちょっとこのあたりを示してもらいたい。

それから、もうちょっと聞くのは、県費の支出で100%やるんだけど、県は、いつこの委託料の支弁をしてくれるんですか。

○学校教育課長

先ほど八ツ田小学校の事業内容の8番目にお話をさせていただきましたが、地域の方々に講師としてということで予定をされておりますが、具体的にはまだどういう方をということは聞いておりません。

それから、いつということでありまして、これ

は先ほど私が少し勘違いをしました。県の方は精算払いというふうに聞いております。

以上です。

○高橋委員

精算払いということは、一遍立てかえよということですか。例えば、5,000円の指導者3人というのは、地域の方を招いて講演をしていただく。お話を聞くと。その人に5,000円程度の謝礼をすると。その人を3人予定しているということですね。4月から補正予算議決後にこれやって、2月26日に終了するんだわ、来年のね。

そうすると、講師を招いてお話を聞くというときに、講師の方に謝礼が要りますが、それは必ずしも講義が終わった瞬間に払う必要はないわけですよ。事業が全部終わってから、事業の清算金としてお支払うことも大事だしということがあるんですが、12万円というのは、とりあえず現地で払ってってくれということですか、今のお話は。支弁し次第、支払うということは、お金の流れとの話として。

○学校教育課長

市の方から一たん出ささせていただいてということになると思います。

○高橋委員

市がお金を一遍立てかえる。どこにその金があるの。

○教育部長

これにつきましては、愛知県教育委員会の平成21年度の学校教育研究委嘱校の委託要綱というのがございまして、その中で、委託料として今現在、課長が申しましておりますのは、こちらの八ツ田の方で取り組まれる八ツ田小学校道徳推進教育推進協議会、こちらの方に事業を委託をしていく中身になります。

財源的には、その県の要綱の中で、これにつきましては精算払いを行いますということで、行って30日以内に請求書を出していただいて、直ちに支弁をいたしますと、こういうことになりますので、私どもとしては、一たん委託料という形で市の財源的な特財はまだ入ってきませんけれども、

その中で相手方に対して委託料を支払い、その中でやっていただいた成果を受けて精算で特定財源をいただくという形になります。

○高橋委員

だから12万円は、どこから工面するのということを知っておくわけ。

○教育部長

いろいろかの事業ございますけれども、事業によっては精算というものもございます。しかし、精算までで仕事はできませんので、その場合は歳計現金の中で運用させていただくということになります。

○高橋委員

歳計現金で運用するというふうに言ってもらえば話は早いわけですよ。

それで、この種の委託事業、この道徳の低下、モラルの低下、市民的道徳ね、市民常識というものを小さいころからしっかり育てていく。そのために学校や地域や先生方が一緒になっていくことはとてもいいことなんです。私、一つ心配することは、教師の多忙化につながるんじゃないかと。この授業参観のたびにサミットをやるとか、あるいはその日に道徳教育一斉にやるとか、対話集会やるとかね、そのためにいろいろ段取りをしなきゃいかん。結局事務局は、学校の先生方ということになって研究指定、あるいは委託事業結構なんだが、今やっとなる仕事に上乗せしてその仕事が増えるわけだから、たまらんと、学校現場はという率直な声を聞きます。本件についてということじゃなくて一般論でね。

そういう現状がかなり各学校であるんですが、そこはどんなふう認識されてこの事業を位置づけておられるのか聞かせてもらいたいなと思います。

○学校教育課長

先ほどもお話をさせていただきましたが、八ツ田小学校、平成20年度から市の方の研究職を受けて道徳に取り組んでおるということでありまして、内容的にぴったりということでありましたので、先ほどの12万円という県からの補助金もあります

ので、そちらの方を有効的に活用したいという思いで学校からの要望を受けて県の方に提出したということでもあります。

以上です。

○高橋委員

教育課長いいんだよ。流れを否定しておるんじゃない。

ただ、これをやると先生方が、道徳教育も市の研究指定でなつとるからフィットするという話だけど、先生方が多忙にならへんかというのは率直な話だね。あるところの校長が公的な場所でおっしゃいましたよ。ほんとに多忙だと、今。安心・安全が入ってきて、また多忙になったと、こうおっしゃってる。

今ちょっと話違うけども、正門の前に常時人を立てよという指導されておるんですか。

○学校教育課長

門のところですよ。もう各学校ともオートロックというんですかね、セキュリティのものがついております。ですが、それは機械的なものでありますので、例えば、おくれた子供とかいたときに、機械なんかよりも主に校内ボランティアの方をお願いをしておるわけですけども、そういうセキュリティをとるけれども、おくれた子供たちとかそういうためにできるだけ校門には目を配りましょうということをお願いしております。

以上です。

○高橋委員

できるだけ校門には目を配りましょうはいいいけど、人がおらんかった場合は教頭が立ちなさいと、門に、そういう御指導、御鞭撻があるようですが、事実ですか。

○学校教育課長

それについては、事実ではありません。

○高橋委員

事実ではありませんということで、この予算科目でそのことを深く追求するつもりはないが、安心・安全は非常に重要なテーマであるし、学校とて無関心ではおられません。学校現場がそういう

ところになることはよくわかる。だけどオートロックで監視カメラ、今、ピンポンやらんと、とにかく入れんわけでしょう。悪意じゃなくてもね、善意のお客さんでも全部ピンポンやらな入れんわけですよ。で、子供がおくれてきたりするのに、慌てて学校来とるのに門が開まっておると。ピンポンやらんと門が開かんというのはいかにも教育の場として開かれていますのかということであれば、閉ざしてるわけだから。遅刻者は入れないよということなんだがね。そんなことじゃいかんから正門に人が立ってね、走ってくる子供を途中で例えば出しものを忘れて、持ってくるものを忘れて走る子がおるわね、私も経験がありますよ。ほんとに命がけで走るわけだがね、遅刻しちゃうかんもんだから。このときにおくれたら門が開まっちゃうと。これはいくらなんでも学校が行う教育的効果かと。百の説法よりも一つの事実がその子供を学校から遠ざけないとはいえないわけでしょう。

だからそういうときに、ボランティアの方に立ってもらうのはいいけども、そううまくいかんがね。南小学校のボランティア募集されておるし、私も区長その他から何とかおらんかねという話も聞かせてもらうがね。ところが、うまくいくとは限りません。そういう場合は、教頭が悪いけど、教頭が立ってでもやりなさいよという趣旨の指導があるんじゃないのと、こう言っておるわけなんだ。別にそれがいかんとかいいとかいう事実として、それぐらい今、学校現場は安心・安全の拠点づくりで大変なんだわ。ここはお互いにきちっと認識した上で先生たちの業務なり、学校での活動というのを認識しないと、それは先生たち浮かばれないですね。浮かばれないという言い方はおかしいけども、先生としてやってみえることはきちっと評価できないというふうに思うんですが、それらを含めて、多忙過ぎるという私の意見についてはどう思われますか。

○教育長

確かに先生方の多忙さというのは、特に今は新学習指導要領の移行期間ということもあって、さまざまことをやっていかないといけないというこ

とであります。

そういう意味で、例えば今、研究指定校、八ツ田小学校の話をしましたけども、2年間ずつ二つの学校がかぶさるようにしてやっております。つまり道徳教育、地域連携というのはやっていかなきゃいけないことなんですけども、各学校、これもやらなきゃ、これもやらなきゃと、そういうことがなかなか大変なので、まず八ツ田小学校、これについて取り組んでください。そして、それをこの昨年度末にも中間発表やっていただきました。また今年度も発表していただいて、先生方がそれを参考にして自分のところへ取り入れていくと。

もう一校は、知立小学校の方で英語活動をやっております。今、英語活動をやるわけですけども、なかなかどうしてやったらいいかわからないというところもあって、移行期間が2年間ありますので、その期間に知立小学校の方で、これは前から若干取り組んでいたところでもありますので、その取り組みを参考にしていくということでもあります。その研究指定を毎回毎回受け取るというのはそれは大変でありますけども、それを研究したことをほかの学校へ波及していくと、先行的にやっていただく。例えば食育の問題についても西小学校でやっていただいて、それについていいところは取り入れるところは各学校で取り入れてやっていると、そういう状況であります。今言われましたように、先生方いろんな仕事があって、特に今は移行期間でいろんな勉強もしなきゃいけないということで大変多忙だということは承知しております。

○高橋委員

私、以前碧海教組のアンケート調査をもとに学校の先生が、一体どの程度残業してみえるのか。その一端を紹介しながら、先生方には残業手当というのが4%でしたかね、一定のものがコンスタントな数字で定額でしかでないけども、実際には相当な残業量だと。これで子供たちの教壇前に立ってね、ほんとに子供たちと向き合った教師としてすばらしい教育ができるんだろうかと。それは個々の能力や力点もあるんでしょうが、大局的に

今の先生は忙し過ぎるんじゃないかと。もっと持ち時間数を減らしたらどうだと。そのためには先生をふやさないかん、そのためには県・国の大きな政治の流れを変えん限り、そう簡単にはできんわけですが、そういう現状について述べさせていだいたことが、かつてあります。

そういう上立って、私はこれは悪いことではないと思うけども、12万円ね、同時にそういうリスクも先生方に負うんだと。それは八ツ田小学校が手を挙げるという形になるんだわ、それはね。市教委が命令してやらせるわけにはいかんから、八ツ田小学校が手を挙げたという形にすると。それはそれでいいけども、実態として教師がこういう委託事業の中で、どういうふうに業務がふえていくのか、そこもちゃんと私ね、市教委が目配りしてもらわないかんと思うよ。成果品だけ幹部団がそんなふう立派になりましたとって成果品だけちょうだいすると。それは任務と役割によってそういうこともあるでしょうけど、私は、やっぱり現場でほんとに苦労しながら頑張っている先生たちの仕事のハードさということにもしっかり目配りをして、だからどうなんだとって物理的な保障は何もないかもしれんけども、そういう目配りと配慮が市教委や学校当局の全体の流れの中でされて、励まし合い、激励し合えるそういうものの教師集団が大前提として必要だと思うけども、どうですか、ちょっと考え方だけ承っておきたいと思いますが。

○教育長

確かに先生方の多忙さ、きょうも碧海の市教委員長来まして、こういうもの署名あるかということを持ってまいりました。これはこの内容については、私たち全国都市教育会でも要望している内容です。特に教委の定数改善、これを国がやってくれないとなかなか難しいと。だからこれについては我々は教育長会の大きな全国の組織で、それから組合の方もそれについて要望していくということでもあります。そういうことについては国の方へ要望してこれからもしていきたいと思っております。

○高橋委員

ぜひこの予算の背景にある先生方の教員の皆さんの学校での生きた実態をしっかり手のひらに乗せて対応していただくということをあわせて申し上げておきたいと思えます。

それで、今回我が委員会に付託されました案件は、総務費の財源構成というところは中心ですよ。それで16、17ページにその財源構成が述べられております。総務管理費の一般管理費62万7,000円の県費更正減による一般財源の充当、同じく財産管理費の88万3,000円、同じく徴税費の税務総務費の112万8,000円ですが、それぞれ財源構成された内容、どの事業に対して財源構成されたのか、その点をひとつわかりやすく御紹介ください。

○総務課長

それでは、まず、2款1目の62万7,000円、一般管理費でございます。これにつきましては、緊急雇用創出事業におきまして、補助金をいただけるものというふうに当初予算で組んでおりましたが、不採択になりまして、一般財源へ切りかえたものでございます。

事業の内容といたしましては、庁舎敷地内高木の剪定委託料という形で予定しておりました。

続いて、6目財産管理費でございます。これも同じように金額が88万3,000円でございますが、内容といたしましては、緊急雇用創出事業の不採択によりまして一般財源へ切りかえたものでございます。

事業の内容といたしましては、駐車場等雑草処理委託料を予定しておりました。

続いて、2款の徴税費、税務総務費でございます。112万8,000円、これも同じように緊急事業創出事業として国からの補助を受けるという予定でございましたんですが、不採択となりまして、一般財源へ切りかえたものでございます。

事業の内容といたしましては、徴収事務補助臨時職員の賃金ということになっております。

以上です。

○高橋委員

緊急雇用対策、市が直接労働者を短期間雇用して、失業で職を失った人々を直接雇用してやろうじゃないかと。これは我々も提案してやってきましたね。それが県費補助の対象から外れてしまったという3件でしたね。

ちょっと教えていただきたいのは、庁舎内敷地内の高木剪定、何人ですか、これ。何人が対象になって、具体的に何人ここで雇用創出したんですか。

それから、駐車場等の雑草処理委託料、何人ですか。徴収事務の業務、これは何人ですか。何でこれが不採択になったのか、その理由も一つお示してください。

○総務課長

総務課の方といたしまして、上記に二つの庁舎敷地内高木剪定委託料、駐車場等雑草処理委託料という2点を総務課の方で計上させていただいておりますが、申しわけございません。ちょっと人数が今、資料の持ち合わせがなく人数が出ておりませんが、内容につきましては、これは毎年シルバー人材センターへの委託を行っているものでございます。1社随契でそこでお願いしておりますのでございますが、シルバー人材センターへの委託ということで、シルバー人材センターの方で新たな職員の雇用ということではない事業ではないかという県の判断でもって不採択ということになりました。

人数につきましては調べさせていただいて、後ほど報告させていただきます。

○税務課長

私どもの方は、臨時職員の給料ということで、基本的には20日間、1日5時間ということで6カ月でまず1人雇って、またその次の6カ月で1人雇うと。2回に分けて6カ月間の継続しかできないということで聞いておったものですから。

それで不採択になった理由といたしましては、そういう新しい事業の創出ではないというような判断をされまして、こちらの事業については不採択になりました。

以上です。

○高橋委員

答弁聞いて、ちょっと私、がっかりしましたね。新しい創設でなきゃいかに決まっていますがね、そんなことは。役所の中の敷地内の高木があると。ケヤキも含めて。これをシルバー人材センターに毎年委託しておると。そこで今までも雇用を生んでおったわけだ、そういう意味では。ところが、いい渡りに船だということで、この部分だけ切り離してね、新しい県費の補助でやりたいと。雇用なんか全然生まれてへんわね、総務課長。そんなのいかに決まっておるがね、最初から。何でそれが予算化されちゃったのよ。駐車場の雑草だって。新しく雇用を生み出してないじゃないですか。公園パトロールをつくったと、新しくね。これはちょっと所管が違うけども、公園パトロールつくって、今お二人頑張ってみえますがね。外国籍の方だけでも。それは今までやってない。そこへ雇用関係の県費を使ってやってもらおうと。新しく2名雇用ができた。これはいいよ。そんなものシルバーでやるとるやつを財源だけ差しかえて県費でお願いしようなんていうのは、ちょっと虫がよすぎへんかね、予算自身が。ちょっとその辺、何でこういう新しい雇用の創設もないのに予算が組まれたのかというこをちょっと聞かせてくださいね。

○総務課長

委員のおっしゃることがもっともだと思いますが、私どもも苦しい財政事情の中で、甘い考えではあったのかもしれませんが、少しでもよそからといいますか、外からそういう形で補助をしていただけるものであればということで、当初この事業ができ上がったときに総務課の方でもいろいろと事業を検討した中で、この二つの事業を提案をさせてもらったと。高木の剪定については、今回が初めて行うという事業でございましたので、大丈夫のかなという気持ちもございました。

ただ、期間が高木剪定も年に毎月行うというものでもなく数回しか行わないというのもし少し考えにはあったんですが、通していただけるものであればという気持ちがあったのはたしかでございます。

す。

以上です。

○高橋委員

確かにね、去年これはことしの当初予算でそう組んだやつを6月補正で財源を変えろという話なんですけど、去年の派遣切りが始まった12月、1月、2月、あの役所の中にも対策本部をつくってもらいましたね。立体的な雇用促進をやらうじゃないかと、雇用を創設しうじゃないかと。あんたところの課ではどうい仕事が出せるんだと。都市計画課はどうなんだと。道路はどうなんだと。パトロールを一つふやしたい、いろいろ出し合いましたがね。それで新しい雇用の創設につながるものについて、その中からピックアップして補助申請をしていくという流れだったわけでしょう。

だから、そこには当然今、派遣切りで労働力としてあふれて行き場のない人、すぐ製造業に戻ればいいけども戻れんから、半年なら半年、短くてもいいけども、そこでとりあえず市が緊急雇用やってやらうじゃないかと。そのために麻生総理が、いろいろあったけども、補正予算を組んで各自治体に交付金として出してきたんでしょ。そこへ乗っかるということだけでも、財政が苦しいから既存事業載せればいいなんていうのは、総務部長ね、ちょっとこれは論外じゃなの。創設されてないんだね、雇用が。確かに困ってみえたんだ、みんな。新しく雇用創設するような仕事がないと。だけど何かないか、何かないかということで幾つか出されて予算化していったがね、一覧表をもらいましたね、私たち。それが雇用創設にはつながらんかったの、県費の補助の対象にならずに、もともとの市費単独に切りかえますよという予算ですな、今議論しとるのは。ちょっと委員長、人数を調べていただきたいんですが、ちょうど昼になりましたよね。

○川合委員長

それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時58分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

それでは、先ほどのお答えする前に、一件ちょっと訂正をさせていただきます。

先ほど私の方、総務課の方の担当したものの事業で庁舎敷地内高木の高所作業の剪定事業でございますが、これにつきまして、私、先ほど駐車場の雑草の処理とあわせてシルバーの方に随意契約でという考えであるということ申し上げたんですが、高木剪定につきましては新規事業でございますが、シルバーの方では高木剪定ができないものですから、業者の方に委託という形で計画しておりました。

それでは、人数につきましてですが、まず庁舎の高木剪定の委託の方で予定しておいた人数でございます。3日間に作業日を設けて、そこに1日4人という計画でおりました。

それから、駐車場等の雑草処理でございます。そちらの方に関しましては、10日間10人を年2回という予定で考えておりました。

以上です。

○税務課長

先ほどもちょっと発表したんですけど、20日で5時間、それを6カ月続けて、また6カ月過ぎたところで人をかえてまた6カ月ということで一応計画しております。

○高橋委員

それぞれ人数、時間が明らかになりました。

総務課長ね、この庁舎内の高木、ケヤキのような高木は危なくてシルバーへ出せないんだと。だから業者発注なんだと。その業者発注が新規雇用の促進に貢献できればその対象になるわけでしょう。これは対象にならんかったわけでしょう。だけど仕事は執行されたということですよ。財源を組みかえてみえるわけだから、仕事をやめちゃったわけじゃないんだわ。県費補助工事としてばくつかみついたけど、補助の対象にならんかったから一般財源で財源構成されておるわけだからね。これどこかへ発注してやられた、あるいはこ

れからやると、実態行為としては、この辺の関係をちょっと明らかにしてください。

それから、そういうことであれば新規雇用促進になるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、駐車場の雑草処理委託は、これはシルバーにもともとやっとならんと、委託してあるんだと。だからこれは新たな雇用創出にならないからダメだったのかということですか、これは。

その駐車場の雑草処理というのは、どこの駐車場を処理するんですか。

それから税務課長ね、こういうことであれば新たな雇用創出になるんじゃないかと思うんだけど、何でこれは却下されたんですか。

○総務課長

まず一点目の高所作業につきましては、まだこれから委託を行っていくという予定であります。今回財源構成をさせてもらいましたが、財源構成をしてでもやっていかねばならない事業というふうに考えております。

それから、駐車場の方の雑草処理でございますが、駐車場につきましては、現在市の方がお借りしておる土地、職員の駐車場等々そういったところの雑草処理ということになります。

以上です。

○税務課長

一応計画しました内容につきましては、税務課の窓口ですね、非常に横に長くて、非常に証明等の内容も多岐にわたっておる。それから、課税等の質問もたくさんいろんな種類のものがくるということで、窓口の案内係を設置すると。

それから、去年民間委託ということで予算あげさせていただいたわけですけど、電話サービスの対応、ことし4月からクレジット収納を計画しておるといことで、クレジット収納につきましては、受付の市役所の方の窓口のみしかできないものですから、これが全く新しく集中して発生するというので、主にこの3点を臨時の方にやっていただくということで申請したわけですけど、残念ながら通常の業務というような形の解釈で、

対象にはしていただけなかったということでございます。

○高橋委員

税務課長ね、なかなかいいことを言った。通常の業務だと、こんなことは、何で雇用促進になるのと。何で正規職員でやらんのことをおっしゃったわけだね。正解だがね、これ。何でこんなのを分離して雇用促進で出すのと。正規職員でやるべき仕事やないのと。ちょっとずれとるじゃないのと、あなた。いや、そんなこと言ったかどうかしらんけど、何でこれがセパレートでくると、おかしいじゃないのと。正規職員でやるべき仕事なんだから、そんなところに雇用促進の発生は生まれまいよと。これ、なかなかいいところへ目をつけてみえるがね。

つまり、それぐらい知立の軸が変身しとるといことですよ。職員を減らしていくという点でね、減らし過ぎ。やるべきことは正職員でやっていくという点で、以前にも問題にしましたね。電話の催促を何で人材派遣センターが役所へ来てやらないかんと。その種類のを雇用促進で出したら、そんなことは本来おたくの方でやることじゃないかと、これは明快ですね、これ。それでどうするの。県費補助なしに一般財源でパートを使つてやろうという予算になつとるわね、これ。

だから、本質的な解決にはもう全然この間から言っていることは、なっていないということで、外部委託しよう、外部の人を使って雇用促進しようというそのエキスの部分の考え方が間違ってるんじゃないかというこういう指摘だったというふうに理解を今、答弁聞いてするんですが、それでいいですか。ちょっと明らかにしてください。

それから、総務課長ね、高木の剪定はこれからやるけども、せざるを得ないと。これはしとるわけでしょう、毎年。毎年してない。ことし初めてやる。今までどうしとったの。生え放題ということ。ちょっと聞かせてください。もしそうなら雇用促進に、雇用創設に貢献できるじゃないの。既存のメンバーの既存の会社に委託しちゃつたらダメですよ。新たな新規雇用を前提に、そういう仕

様書をつくって、そういう条件の人を雇って仕事をやってくださいということにすれば対象になるんじゃないですか。本会議でありましたがね、どこの部署だったちょっと私、忘れちゃったけども、例えば、夜間パトロールだってユーアイ警備保障に出しておるわけでしょう、夜間パトロール、青色回転灯で。あれだってユーアイ警備保障が、常勤スタッフを使っちゃいかんということでしょう。新しいスタッフを雇用促進で創設でやってくれればいいよと、そういう仕様になつてははずでしょう。だったら総務課長、そういう仕様にして発注すれば県費補助の対象になるじゃないですか、どうですか。

○総務課長

これは今までは行っていない事業でございます。生え放題といいますか、実際そういう形になっておりました。周りを見ても余りにも伸び過ぎておるといふケヤキが目にとまったものですから、今回新規事業として考えたわけでございます。

今回の緊急雇用創出の交付金の方の対象にという形で申請をさせていただいておりましたが、どういった判断でこれが不採択になったかという詳しい情報までは私も存じてませんが、日数的には3日間ということで、年間通して3日間ということがネックではあったのかなという気がしております。

以上です。

○税務課長

正規ではという委員のお言葉でございますけど、窓口案内といいますが今までの案内とはちょっと違って、カウンターの外へ出たような形でうろうろしてみえるかたもあるものですから、そこでどういう御用でみえますかということで、今までやってないようなものをうちはやるつもりで考えておったと。

それから、電話の民間委託で去年、委員にもかなり御指導いただいたわけですけど、その件につきましても、去年から新たにそういう民間委託でやったような事業でありまして、その内部でこういう事業やっていけば新たなものとしていいんじ

やないかと。それから特に、4月よりクレジットの関係ですね、これ始ってきました、一過性でたくさん出ると。クレジットという形のものも全国でもそんなたくさんやってないから、先進的な部分もあって一過性のものであるということで、現実的なものとして認めていただけるといういなということで申請いたしました。

○高橋委員

いろいろおっしゃいましたが、例えば、フロアマネジャーが4月から設置されましたね、知立市でも。これも再任用の職員がやってみえますがね。これは基本的に直営で上下水道課長が退職になってね、なかなかスマートにやっておいでるんじゃないですか、今。私、毎朝拝見しとるけどね。これも直営でやってみえる。

だから、クレジットの案内にせよ、税務課の案内、外へ出てというのはフロアマネジャー的なことを想起されていたと思うけど、総合窓口というか、全体の市民課受付窓口は市の直営でやってみえますがね、マネジメント。だから、税務課の窓口だってそういうことじゃないんですか。雇用創設はいいけども、内部でやるべき仕事だという認定をされたということですね、あわよくばうまくいかんかなと思ったけど、県費要請をしたというけども、ここからやっぱり学ぶべきものは学んでほしいなと思います。税務の守秘義務に関するような重要な仕事が正規職員でなければ嘱託職員でもない。再任用でもない。いわば人材派遣会社がだだっとなって来て、リストをもらって、督促の電話をしておしまいと、こういう税務の人的配置についてはいかがなものかと。私は今でもそう思いますよ。そんなことやっていいのと。私は滞納がないけれども、将来どんなふうになるかわからん。そのときにプライバシーのやつを税務課長が握るとるといふやつはしようがない。信頼関係でしようがないけども、人材派遣会社がぱっと来てだね、高橋憲二のリストをもらって電話かけておしまいというようなものが、そういうこのシステムが市民サービスの現場で行われてるというこの考え方について、実行について、私は、この

間も申し上げたけども、いいのかなということも同意できない中身の一つだということは、今回も改めて申し上げたい。

財源構成のテーマですからね、そのこと自身を深く掘り下げつもりはないけども、そういう実態も明らかになったということですよ。

それから、高木については、3日間しか雇用ができないと。確かにつらいわね。せめて3カ月とか半年ね、本来、朝から晩まででなくても半年間ぐらいはそこで仕事をする、そのことによって一定のサラリーを、一定の給料を手にする事ができるというところに雇用創設というポイントがあるわけで、3日間4人というんじゃない、1日1万円もらったって知れとるわけですから、そういう意味ではどこかとくっつけると。例えば、ケヤキだって所管が違っても都市計画課所管で、その道路のケヤキだって大胆にやっていますがね。それから、市内の街路樹やりますがね。そういうところとセットで市内の敷地内のケヤキも盛り込んで雇用創設でどこからどこまでやった方がいいかを研究すればいいよ。どこからどこまでやったらええか研究せないかんけども、そういうことでセットで出すとか、あるいは樹木の剪定というのは、しょせん季節が決まってまして、そんなものべつまくなしに剪定できんでしょ。花芽が終わったら一遍剪定すると。変なときにやったら花芽が切っちゃって、来年花が咲かんということにもなるので、だからそういう点では、もう少し工夫があってもよかったのではないかというふうに感想だけ述べておきたいと思います。

そこで雇用創設、あるいはふるさと創生、国が交付金その他でいろいろ事業の設定、本会議でいろいろ出ましたね。例えば私も介護の担い手づくりでヘルパー2級の養成講座を市がやるわけじゃない。ふるさと創生ですから、ふるさと創生というのは市以外のところがやって、それを市が支援するという形でしょう。直営で人を雇うのではないわけだから。そういうようなところに支援をするとかいろいろ議論が出ました。

それで本会議ではね、所管は市民部のところが

補助金の受け皿としてはそこは議論するんだけど、これは全庁的にやらないから、全庁的各部門で、どうやったら直営で人を雇うことができるのか。どうやったらその周りの団体が仕事起こしのためにいろんなものをつくっていただいて、そこに支援できるかということを考えないかんということ、翌日に本部会議を開いて一遍きちっと検討したいという答弁をされましたよね。あの検討というのは、今の私のこの部分の財源構成含めて、かなり前進的な検討の方向が出ているのかどうか、ちょっとお伺いをしたい。雇用創設、総務部の関係含めて御披瀝いただけませんか。

○清水副市長

今回の緊急雇用の関係、事務局を市民部の経済課がやっているというようなことで、私がおも役という形でもやらせていただいておりますので、私の方から御答弁させていただきますけれども、12日の金曜日に緊急雇用の対策本部というようなことで、昨年の暮れから通算で4回目になりますけれども、今回は、このたびの緊急雇用創出事業基金事業の追加募集がございました。知立市にも約3,000万円弱の配分枠が示されました。それと、もう一つは、ふるさと雇用再生特別基金事業、こちらの方、これも当初の募集の中では知立市応募できませんで、平成22年度、平成23年度に向けてどうしていくかということでございます。その当日は、経済課の方から各課に既に通知をしている中身でございますけれども、制度の中身を説明をさせていただいて、積極的に事業を考えていただきたいという趣旨での説明、依頼をさせていただいたところでございますので、その中で、私もちょっと申し上げましたけども、先ほどの高木の剪定などでは非常に短期間、短い期間、数日間というような作業ですので、この辺が採用されなかった一つの理由なのかなというようなことで、やはり一つずつの単品の事業を考えていきますと、非常に細切れになってしまいますけれども、それをトータルで横の連携をとりながら考えるというのも一つの方向ですので、高木と何かを合わせ技にして、例えば2カ月とか3カ月お願いできるよう

な仕事を考えると、そういったこともお願いをいたしましたし、今回残念ながら、私どもの方から提案をさせていただいて、県の方のいろんなこの制度の要綱に合致させると、ややそういったふさわしくないといえますか、不採択になった事業もあったわけですが、その辺についても、私どもの市のレベルで段階ですべてこれはいいとか悪いとかいう判断をしなくても、一度これは県の方に知立市の考えを申し上げて、県の方でそういったヒアリングを受ける中で判断していただいたらどうだろうというふうに思っております。

来月の3日ぐらいですかね、それぞれ各担当から提出をしていただいたものを取りまとめて県の方に提出をし、そこで審査、ヒアリングを受けるという段取りでございますので、そこで見通しの立ったものについては、9月の補正予算に計上させていただいて、今年度後半の事業につなげていくということでございます。

また、ふるさと雇用再生特別基金につきましても、これはこれの要綱の中にもありますけれども、この平成22年、平成23年度に限らなくて、これは一定の継続性のあるそういうものを創出するというところでございますので、本会議にもありましたけれども、知立市は非常に外国人の方が多いとかいろんなことがありますので、そういったところでの知立市としての必要な職、そういったものを多文化共生、そういった部分での直接役立つようなそういうものがないか、そんなことも検討していただくように私の方からもお願いしたところ です。

それで、最初の話になりますけれども、御質問者も御指摘のように、出したものがすべて採択されなかったという部分では、私の方も非常に残念だと思いますけれども、当初提案させていただくについては、それぞれ担当の方で新たな事業を考えていただくとともに、こういった事業に合致すればそういったところでの特財の活用というようなことにもつながるといようなことで、非常に積極的に提案をさせていただいた結果として私どもの方の見解と異にした中身がそういった結果になってしまって、今回財源構成をさせていただくとい

うことでございますが、いずれにしても、必要な事業だというふうに考えておりますので、引き続き実施をさせていただくようお願いをしたいと考えております。

○高橋委員

総体的にそういうことですが、何か新しい事業でメニューづけが明らかになったような事業が先日の対策本部で幾つか出たんですか。方向性だけ確認したということですか。ちょっとあれば御紹介ください。

○清水副市長

先ほど申し上げましたように、対策本部、私とほかに各部長というような構成でございますので、そこで具体的な事業についての提案とかそういった議論は先日はございませんでした。まずは各部長の方から、それぞれ各課に既に通知がしてありまして、そこに県からの市町村が既に採択をされて取り組む事業、例示もたくさんございますので、そういったものを十分精査して、知立市として何ができるのか、その辺を十分指示をしていただく内部検討ほしいというようなことを12日の段階では申し上げました。

○川合委員長

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第37号について、挙手により採決します。

議案第37号は、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、議案第37号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

午後 1 時 22 分休憩

午後 1 時 24 分再開

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第 1 号 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実を求める陳情の件を議題といたします。

御意見がありましたら発言をお願いいたします。

○永田委員

私は、陳情第 1 号 住民の暮らしをも守り、公共サービスの充実を求める陳情書に対して、会派代表として反対の意見を述べさせていただきます。

我が国の社会保障制度について、年金、医療、介護の一体改革を通じて少子・高齢化に対応した国民が信頼できる持続可能な制度を実現することが求められております。

年金、医療、介護の制度改革に当たっては、社会保険方式の自助と共助を基本とするという考えで自己負担と保険料負担で足りない部分を公的負担で補うということになります。

ただ、社会保障制度を支える現在の経済は、景気停滞や中・長期的にも潜在成長率が低下し、公的負担の前提である安定的な財源の確保が難しい状況にあります。当面は行政改革の徹底により歳出削減を図り、公共サービスの低下をすることなく、民営化や廃止の視野を含めた議論は、今後も必須であると考えます。

それまでは社会保障制度の自然増分の縮減は既定路線どおり着実に実行するとともに、安定した医療、介護を保ちながら景気総額の伸びを抑制する努力をしなければなりません。それでも増大する社会保障費への公的負担を支える安定財源の検討に当たっては広く手段を求めるとともに、景気が安定成長を軌道に乗った段階等をかんがみ、消費税を含む税体系の抜本的改革を行うことを考えるべきであります。ただ安易な増税には反対であります。年金の給付と負担のバランスや医療、

介護の公的負担の優先のためについて国民的議論を通して社会保障制度の抜本的制度改革を行うことが今後も必要である。

また、この陳情事項の 3 項に当たる道州制の導入についてであります。とある財団法人経済広報センターの 2008 年度のアンケート調査によると、道州制の議論を進めていることについて賛成が 39% となっており、反対が 12% を大きく上回っています。その一方で、どちらとも言えない、34%、わからない、14%、合計 48% とほぼ半数に達していることからみると、道州制の議論についての意識はやや肯定的であるという結果であります。

しかしながら、道州制については考え方や役割、効果について今後も具体的に例示していくことで生活者の道州制へのイメージがより明確になり、それへの是非も判断しやすくすることが必要ではないかと考えられます。現時点での国全体としての概念づくりは抽象的であるため、また、生活者の身近なものとして十分に理解されていないのが現実ではないでしょうか。

よって、このことについては、まだまだ議論の余地があり、現状では一方的に反対できないところがございます。

以上の観点から見て、陳情者の考え方にそぐわない点が幾つかございます。

よって、陳情第 1 号に関しては、不採択とさせていただきます。

○村上委員

私も少しばかり討論に参加させていただきます。

住民の暮らしを守る公共サービスの充実ということで、この趣旨説明の中で前段の部分につきましてはそうなのかなというふうに感じますが、後段の部分で少し我々と観点がちょっと違うのかなというふうに思います。

今回のこれの陳情趣旨につきまして、私自身も私と活動をともにする市外のメンバーの方にいろいろ御相談をさせていただいたんですが、やはり公共サービスという部分については、民営化という部分については私たちの中では、やはり実行すべきでなかと。

そして、2点目の消費税の増税という部分については、これは消費税だけ語るのではなくて総合的な税制問題という部分で総合的に考えていった場合に消費税論議も避けられないということで、増税はしないことという部分については、今現状の中ではそうではないのかなというふうに考えております。

そして、住民に身近なという部分につきましては、これは我々の方針の中の主体でもあります地方主権という部分に視点を置いておるわけなんです。地方分権、地方主権という話の中で道州制という部分については論議が避けられないところかなということで、以上をもちまして、この陳情につきましては不採択をお願いしたいと思います。

以上です。

○高橋委員

私は、この陳情第1号に賛成をいたします。

今、国会では鳩山総務大臣が郵政の社長の首を取るのか取らないのかで大問題になっておりまして、結果は首を取るといった総務大臣が更迭されたということになっているんです。

郵政を象徴にして小泉政治、竹中政治が今日どういう政治であったのかということが自民党内を含めて総括されつつあるというふうに思いますが、私、この陳情の趣旨の根幹に流れているのは、地方の住民の暮らしや福祉をしっかり守るような政治が必要ではないか。あるいはこの地方自治権、地方の時代だと言われているんだから地方の自治権をしっかり確保することが必要だし、そのために必要な財源を地方がもつことが必要ではないか。そのための自治のあり方として道州制はどうかということを問うとるわけですね。

私は、小泉政治の決別なしに福祉や暮らしや地方自治は守れないと。これは短絡的命題でいうと、そういう命題が今、重要な政治的な方向を示す内容だというふうに思うんですね。郵政の民営化は、その象徴でした。民間でできることは民間でということやられたわけですが、必ずしもそれはやってみてどうだったのかという検証が始まる中でね、重大な反省点が求められてきている。自民党

の代議士の考え方によってぶれはありますが、加藤紘一氏などは、小泉政治との対峙する旗頭で強力な批判の先方に立っておられるというふうに思うんですね。

だから今、出口のない青写真をえがけない政治姿勢の中で、スタイルの中で、小泉構造改革とどう向き合うかというのが政治家のあるべきスタントして非常に問われているというふうに最初に申し上げておきたいと思います。

それで第一は、住民サービスにもっと徹してほしいと、そのためには必要な人を確保し、丸投げのような民間委託は精査してほしいと、こういう陳情ですね。当市でもこの議会で問題になりました生活保護の職員が、仕事量がふえて、セーフティネットの生活保護にだっと人々が申請の波をつくられて、職員が対応できないと。職員対応できない事態だけでも、余つとる職員もいないと、どこからも職員もってきて対応するというだけのもう余裕がないと。ぎちぎちだと、ばんばんだと、こういう事態の中で、じゃあどうするんだということで臨時職員でも雇ってね、とりあえず対応するのかというような議論が本会議でありましたし、また、通訳をどうするのかということも含めて、正規職員で対応すべきじゃないかと。臨時だという議論がありました。

つまり、住民サービスをきちっと提供する上で、今、地方自治体の職員の数は妥当なのかと。正規と非正規の比率はほんとにきちっとなっているのかということが小泉改革との関係で鋭く問われていると思うんです。当市も行政改革プランはありますし、これを出しました。毎年毎年、破格の職員減を打ち出して、事実ある程度、実践してきました。その結果、正規職員の数と非正規職員の頭数、人員だけでいうと1対1と、こういう異常な事態になってきている。これでいいのかと、このまま続けてね。これが小泉行革との小泉改革との関係でどうなのかということが今、問われているというふうに私は思います。住民サービスこそ自治体の命、使命ということを考えますと、今回

の給食センターも含めて、当面赤字になるけども、外部に出すことが自治体の仕事みたいなそういう逆立ちした議論が残念ながら市政の中枢部にあるということ、ほんとにこれでいいのかと。業務の丸投げでいいのかということがあわせて問われているというふうに思います。

安全でおいしい調理の確保は、市の責任だということを担当部長も強調されていますが、じゃあ民間丸投げでいいのかと、どうやってそこが担保できる、その証明ができるのかということが改めて問題になっていると思いますね。私は、そういうことを提起している問題だというふうに思います。

国土交通省の出先機関の廃止について、我が市議会は廃止するなという意見書を前回出しました。まさに国土交通省の出先機関版についてはノーという態度をとった。だとしたら、地方自治体の人員削減丸投げということについても毅然とした態度をおとりになってしかるべきではないかというふうに思います。

地方自治権の拡充には地方財源は欠かせない重要な根源的柱ですね。ところが、地方交付税は減らされる、補助金は精査されて減らされる、そして、国の直轄事業だといって地方自治体の一方的負担が要求される。どの部分にどう金を使ったというのは国は示せない。こんな地方いじめはいいのかというのは、今、全国で大きな話題と問題になっているわけでしょう。

そして、景気対策だからといって定額給付金をやる、今、議論したように地方自治体で受け皿もないのに交付金をどんどん予算化してくる。その財源は何かといえば赤字国債。そして財政破綻になれば消費税の12%が骨太方針だと、こんな勝手気ままな財政運営がありますか。これでいいんだということですよ。この意見書案に書いてあるでしょう。消費税が導入されて20年間の消費税収入は累計201兆円になるが、法人三税の税収は累計164兆円も減収したと。法人三税は一方で減額しとるんですよ、減税やっておるですよ、法人三税は。一方では消費税を引き上げる。つまり、法人

三税で穴を開けた分を消費税の超過分で何とか埋めておるといのがこの20年間の歴史の事実ですよ。だから福祉のためとはいいいながら、福祉はよくなったのかと、年金は前進したのかと、医療保険は前進したのかと、介護はよくなったのか。私、一般質問もやりましたが、介護は国の財布をますます閉め込んでいく、そういう制度だった。それで今、国民と高齢者が悩み苦しんでいる。そこに根源があるわけでしょう。

だから私は、この陳情をです、ぜひ1番、2番については全く問題ない。そうしないと事態は解決しない。

3番目の道州制については、永田委員御発言あったけど、道州制とは一体何なのかということを引きつつかんでいらっしゃるのでしょうか。道州制というのは、県を廃止して少し大きくする自治体をつくるという程度の問題ではない。もっと根本的な問題がそこに含まれています。

平成の大合併、地方自治体をあらしのように襲いました。私は、この平成の大合併は重大な禍根を残したというふうに思います。決していい結果ではなかったというふうに思います。

先日、私、伊那市へ皆さんと一緒に訪問して、高遠の桜を自費で親睦会費のお金を切り崩して見てきました。高遠の町会議員が私に言いました。高遠が伊那に合併したのが最大の失敗だったと。私は高遠出身で、有権者からなじられてなじられて、よう考えたら最大の失敗だったといって花を見ながら私に懇々とその感想を語りました。

多くを語る必要はありませんが、地方自治体がそういう平成大合併によって衰退し、自治権を失い、そして広大な過疎をつくってきた。そして政府の地方への財政負担を減らしてきた。ここにその本質があるわけであります。そういう点を、私たちは平成の大合併で実践的に経験をしました。そういう意味では、道州制に懐疑の気持ちがかかるのは当然のことであります。本陳情は、そういう意味を含めて、道州制の導入を行わない、見識に満ちた見解だということをおわせて申し上げて賛成の討論としたいと思います。

以上です。

○川合委員長

ほかに御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

それでは、これより採決します。

陳情第1号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手少数です。

次に、陳情第1号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、陳情第1号 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第2号 住民の暮らしを守り、教育の充実などを求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いいたします。

○嶋崎委員

陳情第2号 住民の暮らしを守り、教育の充実などを求める陳情書は、採択の立場から意見を述べます。

現在、子供の貧困は経済的にも精神的にもふえる中に、現に貧困は学びの場、医療、自立できる就職の機会など、当たり前権利を子供たちから奪ってしまっております。消費者対策にも貧困の目配りが足りなかったことは現実であります。小・中学生にも給食で日々の命をつないでいたり、貧困生活困窮から学ぶ意欲をなくする子供もいると聞いております。

これまでの総中流意識から子供の貧困においては無関心ではなかったと反省をしなければならぬと思います。子供たちは、社会の将来を担う大切な宝物です。最低限の衣、食、住だけではなく、家庭で笑い合える生活を子供たちが送れるように願うところです。

そうしたときに、国の責任で少人数学級の実現、教育予算の増額を考えるべきだと考え、この陳情は採択をさせていただきます。

○村上委員

陳情第2号につきまして、住民の暮らしを守り、教育の充実などを求める陳情書ということなんですが、趣旨書につきましては先ほどと同様ということなんですが、やはりたゞいま嶋崎議員の方からもいろいろ御指摘ございました。

私どもこの件につきましては、現職市長が昨年の中でも言っておりましたし、我々市民クラブとしてもこのことについては、やはり国の責任をもってきちっと少人数学級、そして、将来を担う子供たちのためにということで、1、2、3、4、この部分につきましては、ぜひやっていただきたいということで賛成の立場で討論させていただきました。よろしく願いいたします。

○高橋委員

陳情第2号、子供たちに行き届いた教育を保障するための4項目、一つは、国の責任で30人学級を実現する、私学助成を大幅に増額する、教育予算を大幅に増額する、就学援助制度を充実させ、その周知徹底を図る、まさに時を得た陳情だというふうに思います。

きょうも私、議論になったと思うんですが、学校現場の先生が少ないと、正規職員がね、という教育長の御発言がありました。意見書案にもあるとおり、文科省が1,500人の教員増員を概算要求したが閣議決定は800人に減らされたということですね。1,900人の自然減があるということであると退職による自然減と合わせて、実質1,100人の人員削減となっているということです。

さっき市役所の中で、正規職員と非正規職員が1対1の比率だと言いましたが、学校現場は最近どんどん非正規の職員がふえております。講師、その他ですね、産休代替、育休代替も含めてなんですが、非常に非常勤の先生方が増大をしている。その根源に教育予算が大もとでぐっと削減されている。ここに大きな問題があるということは、お互いの実感であります。ぜひ教育予算を大幅にふ

やす、とりわけ正規先生をふやしていただくということが重要であります。

少人数学級については、林市長の公約の一つですが、市長が明らかにされているのは、来年度3年生までは少人数学級なんです。あとどうするかということについては、本会議で私たち要求して、任期中の4年間のプランを示してほしいと言っても市長はプランの提起ありませんでした。来年1年で3年生やるという、これは一つの前進だと思いますが、その向こうが見えてこない。その向こうが見えてこないというところに、やはり先生の確保等の財源問題があると。さっきは、給食センターを売って子供支援と、子育て支援に回したいと。市長のいう子育て支援というのは、私よくわからんわけですが、何を以て子育て支援なのかとよくわからんが、どうも少人数学級を含めてこの学校も子育て支援の中に入っているようですね。児童館の増築どうだ、あるいはすべての小学校区に子育て支援というようなことをおっしゃるとるけども、支援センターということおっしゃったけど、市長のいう子育て支援の中には学校の少人数学級も相当なウエートで入っていると。だから先ほどの答弁よくわからなかったんですが、いずれにしても、国の政策で少人数学級をやるといのは、これはもう重要問題で、意見書の案の中にも書いてありますが、我が国では小学校の平均のクラス当たりが28人、OECDの3カ国の平均が21人、中学校、我が国33人、OECD23人ということでワースト2だというんですね。最も悪いというんですねという中で、今日の先進国といわれる我が国の教育水準があるわけですから、ぜひとも30人学級を国の責任で行っていただきたいし、就学援助の周知、手続、これらについても私たち一般会計、あるいは一般質問等で要求したところでもあります。

ぜひ本陳情が採択されますように重ねてお願いして賛成の討論といたします。

○川合委員長

ほかに御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

それでは、これより採決します。

陳情第2号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手全員です。したがって、陳情第2号 住民の暮らしを守り、教育の充実などを求める陳情書の件は、採択とすべきものと決定しました。

次に、陳情第3号 住民の暮らしを守り、憲法9条の改悪などに反対する陳情書の件を議題とします。御意見がありましたらお願いします。

○山崎委員

この陳情第3号に関しましては、不採択の立場で意見を述べたいと思います。

第二次世界大戦後誕生した日本国憲法は、二度と戦争は起こさないために戦争放棄の9条を定めた平和憲法でありまして、不戦、戦争は絶対しないんだということと国民主権、人権の憲法精神は、戦後廃虚の中から立ち上がった日本国民の未来への誓いであると私も認識をしております。

しかし、先月5月の北朝鮮のミサイル発射など北朝鮮の暴挙に対しまして、現憲法制定時と現在とでは時代が大きく変化しているなということも感じておりますし、事実であると思っております。

また、憲法審査会を発足するための憲法審査会規定を早急に定めるという動きもあり、衆議院の憲法審査会の委員数や議員の議事運営を定める審査会規定が先週6月11日、衆議院の本会議で自民、公明両党の賛成多数で可決をされました。

しかし、参議院の方では審査会を動かすための規定に関しましては、制定の見通しが立っておれず、自民党は衆院側の委員選任を今国会では見合わせるということにしております。

また、国会での憲法改正論議の開始は、衆議院の総選挙後に持ち越されるという見通しになっておりまして、政局、そして国の方針はいまだ定かではございません。そのために今後の国の動向、そして世論をしっかりと見定める必要が、そして議論の余地がまだまだ残されているなと思ってお

ります。

よって、この陳情第3号については、不採択でお願いしたいと思います。

○村上委員

この憲法9条につきましては、毎年この時期に出ております。それで私、不採択の立場で討論に参加させていただくわけなのですが、憲法9条問題ということで、日本がおける平和憲法ということで、これは大事なことなのかなということで、平和な国という部分については賛同できるわけなのですが、この憲法そのものが数十年前に決められたものということで、今陳情につきましては、憲法審査会を設置しないということなのですが、これは改定するにしてもしないにしても、やはりこの時点で一度この憲法9条については議論すべきなのかなということで、どちらに国が動いていくか今のところ定かではないのですが、やはり憲法審査会というものを設けて、やっぱり国民としてしっかり論議すべきなのかなということで設置しないという部分につきましては不採択ということでお願いしたいと思います。

以上です。

○高橋委員

陳情第3号について、私は、賛成の立場で討論します。

陳情の願意は、憲法9条を改悪しないと、また、憲法審査会の設置を行わないと、こういう明瞭な願意であります。

山崎委員のようなこれからしよって立つ若い青年市会議員が、憲法9条で今意見を開陳された内容だとすれば、祖国のためだということで戦争でお出かけになり、同胞を失い、貴重なみずからの命も絶つような事態になった先輩たちが、何とかあなたの討論を聞いたんでしょうかね。私は、あなたのような若い青年の市会議員が憲法9条を守るべきだといって意気高らかに社会運動に参加される、今そういうことが必要ではないか。自民党が政権党なのですが、その山崎委員の発言を聞いて、私は、この自民党の国民を真実の目でしっかりと見てこなかったその姿を改めて見せつけられたよ

うな感じで、大変残念に思いました。感想的に最初に述べておきたいと思います。

もっと広く社会に目を見開いていただけないでしょうか。オバマ大統領が4月5日にプラハ演説という大変格調高い歴史的な演説をやったんですね。何と言ったのか。三つ。

一つは、アメリカ大統領として初めて核兵器のない世界を希求する。アメリカ国家の目標に核兵器廃絶を掲げるとオバマは言ったんですね。これ、歴史的な発言ですよ。彼の生い立ち、政治姿勢、いろいろと社会的に注目されていますが、核兵器のない世界を追求する、これをアメリカの国家目標にする。

二つ、広島、長崎の核兵器の使用が人類的道義にかかわる問題であることを初めて表明しました。人類的道義にかかわる問題だと、広島、長崎の二つの核兵器使用は。そういう立場から核兵器廃絶に向けたアメリカとしての責任を語った。これは非常に重要な演説でした。

三つ目、その上に立って、核兵器廃絶に向けて世界の諸国民に協力を呼びかける。これはブッシュと比べていただけてもわかる。こんな演説をやったのは、アメリカの大統領で初めてですよ。私どもの志位委員長が日本共産党を代表して、よくぞ言ってくれたと。オバマの見識、世界平和にかかけた見識と意欲について高く評価をする書簡をくださせてもらいました。オバマから返事がありました。そういう姿勢で私の演説を聞いた仲間がいることについて、その見識を評価したいという趣旨の返礼がありました。

私は、プラハ演説を契機に、この人類的な課題が空想的なものでなく現実可能なものとして明らかになったと。ここは歴史の大きな結節点だと思います。確かに山崎委員おっしゃるように、北朝鮮の5月25日の2回目の核実験強行は、断固として私どもは容認できないということであり、核実験を実施しないことを求めた国連安保理事決議、みずから合意した6カ国協議、この共同声明の明確な違反行為です。暴挙です。世界の中で起きつつある申し上げたような核兵器廃絶の新しい機運

とうねりに乱暴に挑戦する対応だと私たちはそう思います。

しかし、この問題の対応について、だから目には目をと、だから日本も核兵器持って核拡大したらどうだという短絡的議論では事態は解決できないと思います。北朝鮮に核兵器及び核兵器開発計画を放棄させる、6カ国協議に無条件に復帰する、こういう国際社会の大きな一致点による行動が必要ではないでしょうか。その点では憲法9条を持つ我が国がリーダーシップを発揮して、しっかりと北朝鮮のこの核廃絶に向けた国際世論を構築する上で役割を果たすということも求められているというふうに思います。

今、総選挙が近いということで、自民か民主かという流れがありますが、鳩山代表は、タカ派の会見論者ですね。これよく知られていることです。憲法9条2項、武器を持たない、憲法9条2項を現行憲法の最も欺瞞的な部分だというふうに敵視をして、これを削除する。そして陸、海、空、その他の組織からなる自衛軍を保持する。これを憲法に書き込むんだと彼は言っておるんですね。海外で武力行使を可能にするための憲法改正案を打ち出すというふうに言っています。

さすがに今、自民党であっても、海外で戦闘地域でどんばちやることについては、いくらなんでも問題だと。小泉総理の自衛隊の存在するところは安全地帯なんだということを言いましたが、民主党の鳩山氏は、海外での武力行使を可能にする憲法改正案、これらを明らかにされています。また、国連の決議があれば海外での武力行使が可能である、こういうふうに憲法解釈を変える、これは小沢氏が言ったこととして国会の中で大変大きな問題になりました。

すなわち、海外派兵や憲法改正では自民党よりも場合によっては突出したタカ派的な局面を持っているのが今の民主党の代表だと言わざるを得ませんね。だから市民クラブの村上委員が、ああいふ御趣旨の御発言をされるのもわからないわけはありません。残念ですがね。

この4月17日、イラク派兵意見判決の判決文

を持って来ました。これは名古屋空港、小牧空港からイラクに自衛隊が派遣されるということについて、これは憲法9条違反だということを求める裁判であります。もともとこの種の裁判は、門前払いできちっとした判決を出せないというのが戦後60年、長年の裁判所の内容でしたが、4月17日の名古屋高裁は、この件について明確な違憲判決を出しました。これは歴史的な判決であります。

どういうことか余り長い間紹介する時間ありませんが、他国による武力行使と一体化し、他国と一体化したみずからの武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であると、イラクの自衛隊の行為はね。他国による武力行使と一体化した行動であって、みずからも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるというふうに裁判所が断罪をいたしました。現在線において輸送等の補給活動もまた戦闘行為の重要な要素であることを考慮すればということは前提になっていますが、明確な断罪をいたしました。したがって、イラクの自衛隊派遣は、憲法9条1項に違反する活動を含んでいることは認められるということを確認いたしました。

さらに、そういう戦争を行うということから生ずる平和的生存権、これについても明確にそれを認知いたしました。平和的生存権は、現在において憲法の保障する基本的人権が平和の基盤なしに存立し得ないことからして、すべての基本的人権の基礎にあつて、その共有を可能ならしめる基底的権利であるというふうに、ちょっと難しい言葉ですが言っております。単に憲法の基本的精神や理念を表明したものにとどまることではないということでもあります。

このように名古屋高裁がイラクの自衛隊派遣について明確な違憲判決をいたしました。これらを総合しますと、核と戦争の惨禍にしがみつような外交や日本の政治の向きではなくて、憲法9条を文字どおり柱にした平和で安全な外交努力によって世界平和を樹立するという流れが、より一層明確になってきたというのがお互いの実感ではないでしょうか。その到達をしっかり踏まえて、私

たちは憲法9条のあり方を改めて再認識することが必要だというふうに思います。

その平和憲法を持つ我が国において、殊さら審査会を設けて改悪の流れにかじを切る必要は毛頭ないということを申し上げて本陳情の賛成討論といたします。

○川合委員長

ほかに御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

それでは、これより採決します。

陳情第3号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手少数です。

次に、陳情第3号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○川合委員長

挙手多数です。したがって、陳情第3号 住民の暮らしを守り、憲法9条改悪などに反対する陳情書の件は不採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議願います。

案文については、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案につきましては、提出者は本日副委員が欠席しておりますので、年長議員として嶋崎委員にお願いしたいと思いますが、よろしいで

しょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

それでは、賛成者としまして、委員長及び議長を除く賛成委員として最終日に議員提出議案として上程いたします。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、企画文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時04分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会企画文教委員会

委員長